

米軍基地関係特別委員会記録
<第4号>

平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成29年12月18日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成29年12月18日 月曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後5時14分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願第6号、陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情第1号、第13号、第14号、第20号の4、第23号、第25号、第27号、第28号、第31号、第44号、第79号、第81号、第85号、第86号、第90号、第99号、第100号、第114号、第116号、第117号、第123号、第128号及び第141号から第143号まで
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（宜野湾市野嵩の保育園における落下物について）
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故について）（追加議題）
- 4 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（9月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 5 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委員	長	仲宗根	悟	君
副委員	長	親川	敬	君
委員		山川	典二	君
委員		花城	大輔	君
委員		末松	文信	君
委員		照屋	守之	君
委員		宮城	一郎	君
委員		照屋	大河	君
委員		新垣	清涼	君
委員		瀬長	美佐雄	君
委員		渡久地	修	君
委員		金城	勉	君
委員		當間	盛夫	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花	喜一郎	君
基地対策	統括	監	池田	竹州	君
参事兼	基地対策	課長	金城	典和	君
辺野古新	基地建設	問題対策	多良間	一弘	君
環境部	環境企画	統括	棚原	憲実	君
環境部	環境保全	課長	仲宗根	一哉	君
子ども生活	福祉部	平和援護・男女	大濱	靖	君
企業局	企業技術	統括	仲村	豊	君
教育庁	教育管理	統括	宜野座	葵	君
教育庁	義務教育	課副参事	宮城	威	君

警察本部刑事部長 當山達也君
警察本部刑事部捜査第一課長 松崎賀充君
警察本部交通部長 梶原芳也君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願第6号、陳情平成28年第39号外46件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る宜野湾市野嵩の保育園における落下物について、本委員会付議事件基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る9月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長、企業局企業技術統括監、教育庁教育管理統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願第6号及び陳情平成28年第39号外46件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続がゼロ件、新規が1件、陳情は継続が42件、新規が5件、請願・陳情合わせて48件となっております。

初めに、新規の請願につきまして処理概要を御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

請願第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願の項目1及び2、並びに4から7につきまして、県は、去る9月26日に外務省へ核関連の14項目を照会し、11月10日に回答がありました。

復帰前の核に関する事実関係については、「日本に復帰する以前の沖縄における米国軍隊の核兵器の配備等について、政府として承知していない。この旨は従来から明らかにしている政府の立場である。」との回答がありました。

現在の沖縄への核兵器の配備については、「政府としては、現時点において

沖縄に核兵器が存在していないことについては何ら疑いの余地がないと考えている。」との回答がありました。

有事の際に再び沖縄に核を持ち込むとの日米核密約については「仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えておりますが、この点についても米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認された」との平成22年6月15日の外務大臣会見のとおりであり、「政府の立場に変更はない」とのことです。

県としては、外務省の回答は、十分と言えないと考えており、現在、過去の国会答弁を初め、文献等関連資料を確認しているところであります。

施設の立ち入りについて、沖縄防衛局と調整してまいりたいと考えております。

項目3につきまして、3ページになりますが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定―日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、57年以上もの間、一度も改定されておらず、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応されてきております。

県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、同協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、去る9月に日米両政府へ要請を行っております。

次に、継続審査となっております陳情42件につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

説明資料の47ページをお開きください。

陳情第1号オスプレイのつり下げ訓練及び騒音被害に対する抗議並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情の項目1及び2の4段落目につきまして、48ページになりますが、「県は、平成29年12月2日に河野外務大臣に対して、住宅地上空での飛行訓練の中止や住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止など、米軍演習のあり方を見直すよう要望したところであり、引き続き、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止等を、国に強く求めてまいります。」に修正しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の83ページをお開きください。

陳情第123号米軍CH53ヘリコプターの不時着・炎上事故に関する陳情につ

きまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、平成29年10月11日に発生したCH53Eの不時着、炎上事故について、県は日米両政府等に対し事故原因の徹底的な究明と早急な公表、実効性のある再発防止策が講じられるまでの同型機の飛行中止などを強く申し入れました。

それにもかかわらず、原因や再発防止策に関する説明を行うことなく一方的に飛行再開を通知し、10月18日に同型機の飛行を再開した米側の姿勢は断じて容認できません。

県としましては、引き続き事故原因の徹底的な究明と公表、実効性のある再発防止策を米軍等に求めるとともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め、米軍演習のあり方を見直すよう求めてまいります。

項目4につきましては、84ページになりますが、請願第6号項目3に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料の85ページをお開きください。

陳情第128号F35A戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4につきましては、ユタ州ヒル空軍基地の第34戦闘飛行隊の航空兵約300人とF35A戦闘機12機が、6カ月間、嘉手納飛行場へ展開配備されたことは重く受けとめております。

県は、11月9日には環境部の職員が、また11月13日には知事公室の職員が嘉手納町長や職員とともに嘉手納飛行場を視察し、騒音の状況を確認したところであります。

F35A戦闘機の離陸時の騒音は常駐機であるF15戦闘機と比較して体感において、騒音は激しく、13日の嘉手納町による測定結果においても、F15戦闘機が最大99.6デシベルに対し、F35A戦闘機が最大107.9デシベルを記録したとのことであります。

県としては、これ以上地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の87ページをお開きください。

陳情第141号米国原子力艦船のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦を含む原子力艦船の寄港については、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、地元の負担増にならないよう寄港回数を最小限にとどめるべきと考えております。

県としては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力艦船の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

続きまして、説明資料の89ページをお開きください。

陳情第142号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、陳情第141号に同じでありますので、説明は省略いたします。

項目3につきましては、90ページになりますが、請願第6号項目3に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料の91ページをお開きください。

陳情第143号米軍MV22オスプレイによる夜間飛行及び騒音・粉じん被害並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、陳情第1号項目1及び2に同じでありますので、説明は省略いたします。

以上、知事公室の所管に係る請願1件、陳情47件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外16件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情17件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、環境部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、請願第6号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長の説明を求めます。

大濱靖平和援護・男女参画課長。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 子ども生活福祉部が所管する請願第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願の項目8について、その処理概要を御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成7年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。

悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。

また、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に、沖縄県知事も8月に署名しております。

ヒバクシャ国際署名の取り組みなどの世論の広がりが核兵器禁止条約締結へ向け大きな力になると考えております。

以上、子ども生活福祉部に係る請願の処理概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局企業技術統括監の説明を求めます。

仲村豊企業技術統括監。

○仲村豊企業技術統括監 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局企業技術統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号について、教育庁教育管理統括監の説明を求め

ます。

宜野座葵教育管理統括監。

○宜野座葵教育管理統括監 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁教育管理統括監の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情、陳情平成28年第179号米軍キャンプ・シュワブ陸上部工事の受け入れに関する陳情、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする」意見書の提出を求める陳情は、辺野古関連の件なので、一括して質疑します。特に陳情平成28年第39号について、辺野古の移設を見直して云々という処理概要がありますが、これは本会議でも答弁しておりますが、知事は埋立承認をしているわけですよね。そうすると、辺野古問題については埋立承認という大きな変わり目なので、当然、そこを含めた処理概要にならなくてはいけないのではないかと思うのです。なぜ、埋立承認という大きな変わり目がそこに記載されていないのか、御説明をお願いできませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 正確に申し上げますと、さきの最高裁判決を受けまして、県は行政として司法の最終判断に従うのは当然ということで、前知事が行った埋立承認について、承認の取り消しを取り消しました。その結果、辺野

古の埋立承認は適正になされたものという前提で、さまざまな手続に移っているわけでございます。そういったことを踏まえての処理概要になっていると考えております。

○照屋守之委員 辺野古問題については、裁判で判決が出て、知事の埋立承認取り消しは違法だということになって、知事はみずから12月26日に正式な文書で埋立承認取り消しの取り消しを通知しているわけです。そうすると、埋め立てを承認した一埋立願書にある中身について承認をしたということですから、そこは辺野古新基地建設を直ちに中止という陳情者に対しても、その大きな知事の判断の変わり目を処理概要の中でしっかり示した上で対応するのはごく当たり前のことではないですか。なぜ大事な埋立承認をしたという項目が処理概要から抜けているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 例えば、陳情平成28年第39号の例で言いますと、辺野古新基地を直ちに中止し、普天間基地を即時に閉鎖することというのが陳情内容となっております。そういった中において、県としては辺野古に新基地をつくらせないということを県政の柱にして取り組むという陳情処理概要を説明しているわけで、陳情に対しては県としてしっかり述べているものと考えております。

○照屋守之委員 これは非常におかしいことですよね。5ページに、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直しとということを入れてありますが、翁長知事は埋立承認の取り消しを取り消すことによって、辺野古移設案を認めているのです。埋立承認を認めながら辺野古移設案を見直しと言って、整合性がないのです。第1号要件、第2号要件はどういう内容ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来、同様の質疑なので同じような答弁になりますが、知事は辺野古の埋め立てを認めたということではなく、手続的には前知事が行った埋立承認に瑕疵があるということで、承認を取り消したわけでございます。しかし、最高裁まで行かして、県は敗訴し、前知事が行った埋立承認に瑕疵はないということで、結果的に翁長知事が行った承認取り消しが違法だという結論になったわけでございます。したがって、県は行政の長として最高裁の判決に従うのは当然だということで、埋立承認の取り消しを取り消しております。ですから、結果として埋立承認が有効になったということを前提にその後の手続は行われますが、知事が辺野古の埋め立てを承認したとい

うことではないと我々は考えているところでございます。

○照屋守之委員 ここは沖縄県の行政ですから、個人的にああでもない、こうでもないと言っているわけではありません。最高裁の判決で埋立承認の取り消しは違法だと。その前の第1号要件、第2号要件は適法だということになって、埋立承認の取り消しを取り消さないということは問題だという提起があって、知事がみずから埋立承認の取り消しを取り消すわけでしょう。もし、知事が認めたわけではないということになれば、埋立承認取り消しの取り消しはしないのです。そうであれば、今の理屈は通ります。違法だということ認めて、みずから下した埋立承認取り消しを取り消したということになれば、これは埋め立てはいいという沖縄県の判断です。第1号要件に関しては、埋立面積が普天間飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されて、3分の1ぐらいになるという話ですよ。これは埋立願書に入っています。沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を空域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されることや、新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されることなどから、埋め立ての規模や位置などが合理的で適法だということを知事は認めたという話なのです。第2号要件に関しては、護岸その他の工作物の施工、埋め立てに用いる土砂等の性質への対応、埋立土砂等の採取、運搬及び搬入、埋め立てによる水面の陸地化において、現段階で取り得る工法、環境保全措置及び対策が講じられており、さらに災害防止にも十分配慮されているということが適法であると認めているから、埋立承認取り消しを取り消したわけでしょう。この部分を認めて、規模も縮小される、辺野古につくることも問題ない、今よりよくなるということ判断した上で埋立承認取り消しを取り消した。行政手続上、そうではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員がおっしゃっている事項が最高裁判所で争点になったことは、そのとおりでございます。最終的に、残念ながら県は敗訴したわけですが、委員がおっしゃるように、確かに知事は敗訴したことをもって直ちに承認取り消しを取り消しせず、それを放置することも方法としてはございました。そうした場合、国は新たに取り消しを求める訴えを提起をすることになるわけですが、県としましては、いろいろ検討した結果、知事は最高裁の判決に従うことは三権分立の上で当然だという判断で承認取り消しを取り消したわけございまして、そのことをもって知事が辺野古の埋め立てを承認したということにはならないと私は考えているところでございます。

○照屋守之委員 個人的にそう言っているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私はと言いましたが、県としてはそう考えておりません。

○照屋守之委員 沖縄県として埋立承認したのです。埋立承認をしたというのは、第1号要件、第2号要件を全て含めて県が承認したということです。皆様方がそう言っても世の中はそれでは通りません。特に行政です。こういう中身も含めて、ただ単に埋め立てがいい、悪いという話ではないです。今あるものが3分の1になります。辺野古に行くと住宅地が回避されます。あるいは、キャンプ・シュワブの一部になるので新基地ではないという話です。一部になるから適法だということ踏まえて、埋立承認の取り消しを取り消したと。根本的にそこからおかしいわけですから、こういう処理概要も含めてきちんと県民にも説明する。私はこのことは認めているが、辺野古につくらせないように別の形で頑張りますというのが行政のとるべき手法ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、最高裁の判決には三権分立の観点から行政の長として従う必要があるということで承認取り消しを取り消したわけでございます。第1号要件、第2号要件に疑義があると承知しておりますが、瑕疵があるということは最高裁判決以降は主張できなくなります。埋立承認が有効であることを前提に作業を進めるということではありますが、そのことが直ちに知事が埋め立てを承認したということにはつながらないということ先ほどから説明させていただいているところでございます。

○照屋守之委員 それでは、この中身にあるように、それに照らしてやるということですよ。キャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるというのは問題ないと。それに沿って、皆様方は行政的に対応するということですか。滑走路の延長線上で航空機が住宅地の上空を飛行することが回避される。そういうことも含めて、さらには、普天間飛行場の規模から3分の1になる。そういう前提で、皆様方は埋め立てのさまざまな手続を行うことになるわけでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 翁長県政は、辺野古に新基地はつくらせないということを前提に取り組んでいます。それは、陳情処理概要に書いておりでございます。そういった中において、今後、どういうことで作業をとめるかという、あらゆる手段と書いております。埋立承認が有効であることを前提に

さまざまな法的手続を行います。その中には、例えば、公有水面埋立法に基づく変更申請や、今、訴訟になっている岩礁破碎許可の手続など、さまざまな手続がございます。そういった手続については、関係法令に基づいて厳正に対応するという、県政の立場として取り組んでいるところでございます。

○照屋守之委員 そうすると、このような埋立承認取り消しを取り消して埋立承認をしたという法的な観点、この中身も含めて、それによって手続をするということになれば、陳情者の期待には応えきれないのではないですか。撤回をするといっても、こういう法的なものも含めて、埋立承認をしたのです。その中身も含めて、そのような基準のもとに取り組んでいくということになれば、どう撤回できるのですか。埋め立てを承認した県政が、撤回ありきでこれから行政として取り組んでいけるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 知事は埋立承認をしたわけではありませんが、埋立承認が有効であることを前提にさまざまな手続を行ってまいります。その際に、撤回というのは、承認後に生じたさまざまな法的事象を放置することが行政として適当ではないという場合に、将来的にその効力を失わせるものでございます。例えば、事前協議や環境保全措置等が留意事項にうたわれているわけですが、そういったさまざまな点について、県はこれまでも土木建築部等から沖縄防衛局に対して指示等を行っているところでございます。そういったことを一つ一つしっかり対応した上で、撤回等については検討することになるということでございます。

○照屋守之委員 知事はあらゆる手段でつくらせないということを公約に掲げ、3年間、辺野古新基地建設問題対策課もつくって取り組みをしてきました。大きな変わり目は12月20日の最高裁の判決—それを受けて、あらゆる手段を使ってつくらせないという県知事からすると、私は埋立承認の取り消しの取り消しはしないと思っておりましたが、ここで翁長知事は方向を大きく変えた。行政手続によって、できるものをしながら反対するということになれば、あらゆるということはとったのだと、改めて最高裁の判決の埋立願書の部分を理解して、行政的にも取り組みの限界だろうと。そうであれば、きちんと県民にもその旨を説明すべきだろうと思うのです。現場では一生懸命つくらせないと純粹に頑張っています。県民大会も何回しましたか。その都度、知事は何と言いましたか。そのようにしている知事が、県庁に来たら行政上仕方ありません。それでも私はあらゆる手段を使ってつくらせませんと。埋立承認をした県知事

が、県民に対してそういうことを言えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 12月20日の最高裁判決を受けて12月26日に承認取り消しを取り消したわけですが、その間、県では弁護士等も含めている意見交換を行い、委員からございましたように、承認取り消しをあえて取り消しする必要はないのではないかということも含めて検討いたしました。しかしながら、もし、県がそうした不作為をした場合、国は訴訟をするでしょう。この辺については最高裁判決も出ているわけですから、なかなか難しいというような弁護士からの助言等もございます。そういったものを待ってやるのか、それとも、最高裁で敗訴が確定した時点で、みずから承認取り消しを取り消した上で、今後、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則等さまざまな知事権限で、辺野古の埋め立てをとめる方策があるわけですから、そういったことを駆使したほうが全国的な理解、そして、支持も得られるのではないかと。そういったことを含めて、知事は最終的に承認取り消しを取り消したわけですが、このことは、知事は記者会見を行い、しっかり県民向けに発表しているところでございます。

○照屋守之委員 あらゆる手段を使ってつくらせない—多くの県民がそれに期待をし、特に絶対につくらせてはいけないと反対する皆様方、辺野古基金に寄附を募った方々の思いもそうでしょう。そういうことでありながら、実際に知事は裁判で負けたからといって、法的に行政上そうせざるを得ないということに埋立承認をしたということになれば、今後、撤回やさまざまなことが起こっても、翁長知事はその中身も含めて埋立承認をしたということが事実として残りますから、それに沿った形でしか裁判も行われないので、どう考えても撤回する根拠もなくなるし、県の勝ち目はなくなります。何が問題かという、私は3年前から思っておりますが、ずっと時間だけがたっているのです。お金だけがかかっているのです。反対しながら、建設はどんどん進んでいるのです。こういう事態がどんどん起こってきているのです。それを見て、反対する皆様方は県知事がやることを信じられますか。ですから、ここはもっと丁寧に説明したほうがいいです。埋立承認をしたことによって国が工事をしているのは事実ですから、こういうことも含めてきちんと説明をした上で、どういう形で工事をとめるのかということもきちんとしていかないと、今のように知事や行政サイドの都合で解釈をして説明していると、県民には伝わりませんので非常に問題が大きいです。同時に、あらゆる手段を使ってつくらせないということですが、奥港や本部港、中城湾港などの使用許可が出ていますよね。埋立承認が

されたことで資材を運ぶための手続がされたと思っておりますが、奥港の使用については土木建築部が許可を出す前に、辺野古基地問題に関しては全て知事が決裁をするという通達があるようです。本会議でも説明がありましたが、依命通達というのですか。この内容と目的を説明してもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 辺野古新基地建設問題対策課は、普天間飛行場代替施設に関する事務を一元的に処理するため、平成27年6月1日に設置された課でございます。同課の所掌事務としましては、辺野古新基地建設問題対策の総合的企画及び調整に関すること及び関係機関との連絡調整に関することがあります。辺野古新基地建設問題対策課の設置についての依命通達ですが、許認可等、辺野古新基地建設問題に関連する事務を所掌する部は、当該事項の処理については辺野古新基地問題対策課が策定する対応方針に基づき行うものとするとされているところでございます。

○照屋守之委員 そうすると、依命通達は辺野古に基地はつくらせないとともに、沖縄県事務決裁規程に基づいて、専決者の決定権を利用して知事決裁とすることの通達—本来は北部土木事務所の所長が決裁すべきものを、辺野古に資材を運ぶというものだから、依命通達によって知事決裁ということになっているわけですね。本来、その部署がやれば知事はかかわらなくていいのですが、要するに、辺野古につくらせないということがあるから依命通達という仕組みをつくったわけでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 そう考えております。

○照屋守之委員 そうであれば、知事まで上げるのに、なぜ奥港で辺野古に資材を搬入するという目的をもった岸壁使用を許可できるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは議会でもたびたび使っている言葉ですが、県は関係法令にのっとり厳正に、適正に処理しております。奥港の使用許可につきましても、土木建築部から調整があった際に、知事公室としても弁護士への照会等いろいろな調整をしてまいりました。そういった中において、港湾法の規定以外に、例えば、許可をする際に公有水面埋立法のことも勘案することができるか等、さまざまな観点から議論をしたわけですが、結果としては港湾法に基づいて判断する必要があるという結論に至りまして、最終的に土木建築部で関係法令に基づいて対応するようということで北部土木事務所長宛てに文

書を出して、北部土木事務所で手続を行ったという流れでございます。

○照屋守之委員 ですから、それぞれの部署に辺野古に関連するものが出てくると、つくらせないという目的にそぐわないかもしれないので、依命通達によって辺野古に関連するものを全部ここに上げると。農林水産部もそうでしょう。そうすると、辺野古に資材を運ぶということになれば辺野古につくらせないという知事の方針に沿って、当然だめだということを知事が示せば、土木建築部も許可できませんという簡単な話ではないですか。ですから、辺野古に資材を運ぶとわかりながら港の使用許可を出す。本部港は県の管理なのに、本部町に移管しているから本部町の責任だと。本来は本部町とも連携して、絶対だめだという形で権限を県に移して許可しないということもできるのですが、依命通達を出して辺野古につくらせないという割には一今の判断であれば、依命通達ではなくそれぞれの判断にして、勝手に向こうがやったという形で知事は逃げればいいのですが、やることが非常に矛盾していますよね。どういうことですか。

○謝花喜一郎知事公室長 依命通達の趣旨は、先ほど御説明したとおりです。知事は記者会見等でも公正中立に法令に基づいて処理をするということを述べております。我々、知事を支える行政の人間としても、そういう趣旨で法令に基づいて処理をします。当然のことながら、法律の専門家等の意見も聞いてさまざまな検討を行うわけですが、結果として関係法令に違反するような措置はとれないということになったわけでございます。

○照屋守之委員 辺野古に資材を搬入するという目的で岸壁の使用を許可しながら、県民から反発が出たら、許可した知事が取り消しもあり得ると。しかし、土木建築部長はそういうことは検討しておりません。本来、あり得ないでしょう。土木建築部長の言うとおりでないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 奥区民も当然そういった気持ちが心の中にあると思いますが、その思いだけで重大な決意で臨むということを申し上げたわけではございません。国頭村長からも同意書が提出されています。土木建築部は事業者に対する文書の中で、そういったことや奥区民のさまざまな陳情等についても触れながら、公益性を害するようなことがある場合には取り消すこともあり得るという条件を付して文書を出しているわけでございます。ですから、知事も地域住民の声が侵害されるような形で再び奥港が使用された場合には、奥港

の使用許可について取り消しを含む重大な決意で臨むということ述べたわけで、これにつきましては土木建築部ともよく連携をとりながらコメントを発出しているわけでございます。

○照屋守之委員 知事も住民の公益が侵害されて使用された場合は使用許可の取り消しを含む重大な決意で臨む考えだとおっしゃっていますね。なぜ許可を出す前に重大な決意をしないのですか。生活環境にということですが、奥港は既に那覇空港の第2滑走路の関係で使っているのです。目的は違いますが、ある一定期間、相当のダンプがそこに入っているのです。あのときは地域住民の皆様方もそういうことはしていないのです。なぜそのような生活環境などということになるかといえば、辺野古に基地をつくらせないと反対する皆様方がそこに押しかけて現場が混乱しているのです。ですから、県は許可して法的に問題はないので騒がないでくださいと。地域住民に迷惑がかかりますし、那覇空港の第2滑走路の場合も粛々と作業ができたので、そこは御理解くださいと。県が逆に反対する皆様方に理解を求める立場ではないですか。相手に重大な損害を与えるみたいな一業者に責任を押しつけるのは、許可した県がやることではないです。きちんと法的な手続で行ったことは県の責任で混乱をおさめないと、県が許可しておいて、混乱したら取り消しますという、こんな無責任な行政の対応はないでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 奥港の使用につきましては、国頭村からも同意書が提出されています。国頭村からの同意書の中には、当該施設の近隣には住宅地及び学校施設が存在しており、安全管理計画を遵守すること、また、地区代表者への事前の説明、聞き取りを行い、保安上必要な措置について対応することという同意条件がつけられております。県は、そういった同意条件を当然に事業者が遵守して港湾施設の利用を行うと理解した上で許可をしたところでございます。しかし、実際には保安上必要な措置等について地元との合意が形成されておらず、結果として11月13日の奥港からの海上搬送に当たっては、石材を積載する際に授業中の近隣の小学校等に与えた騒音などの影響だけではなく、使用許可を与えた区域外において、ほかの者の利用が制限されるなどといったさまざまなことがあったわけございまして、県としてもそれは本意ではなかったということです。そういった中において、11月23日の区民総会において奥港の使用に反対する決議、それから、11月28日には区長を初めとする皆様県庁にお越しになって、切実な要請を県に対して行ったわけございまして、そういったもろもろのを受けまして、県としては事業者に対して同意条件の文

書や区民の思いを示した上で、これに違反した場合には取り消すこともあるという文書を出したわけでございます。ですから、知事の重大な決意で臨むというのは、そういった土木建築部からの文書の提出を受けた形で発言をしたということでございます。

○照屋守之委員 ですから、県がやるべきことは、奥区に押しかける辺野古に反対する方々に対して説明し、理解を求めないといけないのです。行政手続上やむを得ず、その目的によって岸壁使用について県が許可しないということではできません。もちろん搬入する業者に対しても、こういう形でやりますが、ぜひ反対する皆様方も御理解くださいと。奥区民も御理解くださいと。那覇空港の第2滑走路の資材搬入でも御協力いただきましたよねと。あれと全く同じだということを区民や地域の周辺の方々、一番大事なものは反対する皆様方にきちんと県の立場を説明することですがそれをしていきますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件については、我々も十分ではなかったということで、多くの県民から強いお叱りを受けたところでございます。

○照屋守之委員 お叱りを受けるのは最初からわかっているのです。反対する皆様方はつくらせないと体を張って一生懸命知事を支えていて、本来、そういう方々にも説明した上で行うべきであって、県民が反対したら取り消しも考えますと。土木建築部は取り消しなんて考えられません。みずからその方針を出して、土木建築部にそのような決裁をさせておいて、県民から反発されたら取り消しも考えますと。こんな行政はありません。3年前に知事が就任をして、当時の土木建築部長は9カ月かけて埋立承認をした責任者でした。その土木建築部長に対して埋立承認取り消しをしなさいという指示を出した幹部がおりまして、当時の土木建築部長から言わせると、法的にさまざまな手続をして一今回は法的に問題はないと証明されておりますが、行政マンは法の趣旨に基づいてさまざまな手続を一生懸命行って承認をして、知事もそれを決裁しました。そして、新しい知事になって埋立承認取り消しの起案をせよということが実際に起こって、結局、この人は1年を残してやめました。今回、土木建築部に使用許可の取り消し云々とありますが、もしかしたら同じようなことが起こっていませんか。こういうことを行政がしたら大変です。これは知事が全て責任を負うべきであって、このようなところまで土木建築部に取り消しの起案をせよということが起こるとしたら、3年前と全く一緒です。こんなことをしたら県庁崩壊です。職員は仕事できません。こんなことをしていませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほどもお答えいたしました、土木建築部の事業者への文書も踏まえて、地域の住民の公益が侵害されるような形で再び奥港が使用された場合には、取り消しを含む重大な決意で臨むと知事はコメントしているわけでございます。当然そういったことを前提として、土木建築部から出された文書に基づいて判断がなされるものと考えております。知事の考えが先行して許可を取り消すといったことではなく、県政としてしっかりと法令に基づいて厳正に検討した上で判断がなされるものと考えております。

○照屋守之委員 元部長と一緒に統括監として埋立承認の申請をした人がいるのです。この人は、元部長がやめてから新しい部長になって、結局、埋立承認取り消しはこの部長が起案したのでしょうか。彼らは法的な申請によってそのようなものはできない—これは当たり前のお話なのですが、第三者委員会で法的な瑕疵があるというような理由づけで、土木建築部で起案をして取り消しをした経緯はなかったですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成27年10月の埋立承認の取り消しにつきましては、第三者委員会から埋立承認の中身に瑕疵があるというような報告を受けまして、県としてもその中身を精査した上で、埋立承認の中身に瑕疵があるという形で判断して承認の取り消しを行ったと。その際の承認取り消しの申請につきましては、土木建築部で行っているところでございます。

○照屋守之委員 今、こういうことが沖縄県政で起こっているのです。当時、統括監として埋立承認申請を細かくやった人が、部長になって、この人に埋立承認取り消しをさせるわけでしょう。それは通常ではできないわけです。自分が行ったものを否定するわけですから、どう考えてもできません。それで、第三者委員会で法的な瑕疵があるという理由をつけたのでしょうか。最高裁で敗訴して、結局、瑕疵はなかったのです。瑕疵はないのですが、埋立承認をした当事者に埋立承認取り消しの起案をさせるという今の県政—皆様方は、奥港の使用許可の取り消しを土木建築部に起案させようとするわけでしょう。こんなことが行政で許されますか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、土木建築部は事業者に対して文書を出しております。条件を付して、それに違反した場合には取り消す—規定に基づいて文書を発出しております。そういったことを踏まえて、仮に違

反があれば使用許可を取り消すということは、行政手続上は問題ないものだと考えております。

○照屋守之委員 行政手続上は問題ありませんが、誰がやるのか。土木建築部が許可を与え、土木建築部が取り消しをする。皆様方は、依命通達によって辺野古に関連するものは全部知事に上げろと指示を出しました。知事の方針に基づいて土木建築部も処理をします。知事は上にいて指示だけ出して、肝心かなめの責任は担当部署が負う。行政マンとしてのプライドも何もないです。何十年間、行政として勤めてきて、こういうことをさせられて、皆様方はどういうプライドを持ってやっているのですか。決まりどおり、県民のためにきちんと法的なものに基づいてやるわけでしょう。ですから、依命通達という辺野古につくらせないという指令を出しているのであれば、処理するときは県知事がしてください。知事公室がしてください。知事は、「私は、辺野古につくらせない」という方針だから、地域住民の問題ではなく、これは辺野古に資材を運ぶものなので取り消しを考えているということなぜ言えないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、承認取り消しを取り消した時点で、前の承認に瑕疵があったことは主張できないということは何度も繰り返しているところです。その中において、それ以降は公有水面埋立法や漁業調整規則等、さまざまな関係法令に基づいて手続を行うこととなります。その解釈に当たりまして、行政として法令に基づいて厳正に対応するという一ある意味我々行政マンの矜持だと思っております。そういった手続について、これからしっかり対応していくということでございます。

○照屋守之委員 ですから、手続をしっかりと行うということではなく、県知事、知事公室が責任を持ちますと。辺野古につくらせないと言いながら、そういう予期せぬトラブルがあって辺野古に資材を運ばせる。その許可を与えたのは最終的には県知事だと。担当に責任は負わせないという形でやらないと、これはそれぞれの公務員のプライドです。自分が公務員で部長をして、あるいは統括監や課長をして、所長をして、こういうことをしてきたというそれぞれの人生にもかかわっていくのです。あのときに私はやりたくなかったが、知事がこう言うからさせられたと。振り返った後に、この人たちそれぞれのプライドはどうなりますか。県民のために頑張っているプライドをずたずたにするのです。ですから、そういうことも含めて、辺野古につくらせないというのは皆様方職員が言っているのではなく、知事が言っているのですから、これは県民に対す

る約束なので、知事が全ての責任を負って対応していかないと、文句を言われたら取り消します。担当部長はできません。これは農林水産部の岩礁破碎の件も含めて全く一緒です。こんなやり方をしていると、職員は仕事できません。知事の責任でしたことで、職員に全部責任を負わされたら一ですから、明言してください。辺野古に関するものについては全て知事公室が責任を持つと。担当部署には迷惑をかけないと。そうしないと職員は仕事ができないと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これも繰り返しになりますが、港湾法や関連する規則等に基づいて許認可手続が行われております。それを取り消す際にも、そういった関係法令に基づいて所管する部局において手続を行う。これが法律による行政の仕組みだと考えております。

○照屋守之委員 知事は辺野古につくらせないということで、あれだけ県民の支持をいただいて、さまざまな反対運動の集会においても明言をして、県庁に入ったら行政手続を進める。このようなことになると、県民は信用できません。なおかつ、それについて知事が責任を負う、知事公室が責任を負うということで対応しろと言ったら、それは決まり事に基づいてそのとおりにするということを繰り返して、県民の期待に沿うことができていないのです。ですから、処理概要もそうですが、もう一度見直して、知事が12月26日に埋立承認をしたということを明記した上で、行政としてどう対応するかということにならないと、言葉だけひとり歩きさせて、行いもしない撤回をずっと言って、マスコミ報道を通して期待だけさせて、結局、手続的にはこうです、ああですと言っている今の県政は県民から非常に不信感を買います。我々議会の中でですから一県民は実にわかりやすい説明を求めています。やるのか、やらないのか。やらなければやらないできちんと説明しないと、やると言いながらずっとやらない。責任は全て職員に押しつける。弁護士と相談したと言っても、弁護士が責任を負えるわけないでしょう。ですから、改めて処理概要も含めて辺野古の問題については非常に大きく変わっておりますので、知事が埋立承認をしたことによって国が工事を進めているということもきちんとして、これから県がどういことができるのかということを親切、丁寧に説明しないと不信感だけです。辺野古につくってほしいという方々もそうですが、反対する皆様方からは完全に信頼はなくなります。ましてや県庁内でこのような問題が起こっているということになれば……。いかがですか。一回、整理したほうがいいのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理概要につきましては、相手方からの陳情要旨を考えた場合、この処理概要で我々は十分対応できているものと思っております。撤回の話等もございましたが、知事は必ず行うということを明言しておりますので、それについては我々事務方もしっかりと整理しますが、さまざまな法律的観点から慎重に検討を行い、しかるべき時期に対応することについては、県民に対しても知事は何度も説明しているところだと考えております。

○照屋守之委員 やはり知事は県民にわびるべきです。今の時点で公約に反しています。これから先、撤回によって公約どおりいくかどうかは不透明です。法律的な手続を踏んでいる以上は、撤回できるわけがないではないですか。皆様方が法的にきちんとした手続で指導したら、向こうもその指導に沿って行いますので、違法行為があるわけがないではないですか。そういうことも含めて、12月26日に埋立承認取り消しを取り消したことについて、改めて知事は県民におわびをして、今後、どういう形でやっていけるのか。撤回もよほどのことがない限りできません。法的な手段で打って出ないとできません。来年11月には県知事選挙があります。この県知事選挙に備えて撤回しようとする、選挙目当てだろうという話になりますので、今のうちに公約に反しているということを素直に県民にわびて、今後、どうしていくかということを経験から理解をいただいたほうがいいと思いますが、知事に進言してもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 知事はこれまでも辺野古に新基地はつくらせないということで、さまざまな場面で検討しております。撤回につきましても、法的な観点から慎重に検討を行っているところです。これまで、関係部局から沖縄防衛局に対してさまざまな通知文書も出してありますし、疑義もございます。そういったものを一つ一つ丁寧に拾い上げて、しかるべき時期に知事はしっかりと撤回等の政治的な判断をなされるものと考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情について、埋立承認の取り消しの取り消しをしたことによって知事が許可したという位置づけだということで、さきの一般質問でも確認したと思いますが、知事公室長の答弁では違うということなので、

その根拠を教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 私は本会議の場でも承認したということは違うと答弁させていただいたつもりです。先ほども申しましたが、承認取り消しを取り消したのが事実でございます。これは、行政の長として最高裁の判決に従うのは当然だということで取り消したということです。承認取り消しを取り消したことによって、これまで県が主張していた埋立承認に瑕疵があったということは主張することができなくなります。そういった意味で、承認が有効であることを前提にさまざまな行政手続が進められますが、これをもって知事が承認したということは論理的には正確ではないということを、先ほど来答弁させていただいているところでございます。

○末松文信委員 今回の知事公室長の答弁については再度確認したいと思いますが、知事というのは私人ですか、公人ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 公人だと考えております。

○末松文信委員 沖縄県知事は2人いるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 それぞれ知事には任期がございます。そういった任期の中で前知事と現知事が一選挙によって知事が選ばれたということです。当然、それぞれ知事には公約がございます。翁長知事は公約に基づいて辺野古問題について取り組んでいると承知しております。

○末松文信委員 知事という名称、あるいは知事の権限としては一緒ではないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 知事の権限は全て法令に基づいて与えられているものと理解しておりますので、法令に基づいて厳正に対応するという主張をこれまでしてきたところではあります。

○末松文信委員 そうすると、埋立承認をした知事と、その取り消しをした知事は同一人物ですよね。

○謝花喜一郎知事公室長 前の知事は承認を行いました。今の知事は第三者委

員会の見解も含めて承認を取り消しました。これは公約も踏まえて検討した結果だと考えております。ただ、それが訴訟になり、最高裁で県は敗訴しました。そういったことで、当初、翁長知事が主張していた前知事が行った承認には瑕疵があるということは主張できなくなりますが、その後は関係法令に基づいて前の知事が行った承認が有効であることを前提に作業が行われます。そういった中で、例えば、岩礁破碎許可については我々は従前から岩礁破碎の許可が必要だとお話ししていたのですが、これを相手方がしなかったということで裁判になっております。県はそういった一つ一つを公有水面埋立法や漁業調整規則等、関係法令に基づいて適正に処理をしているということで、法令に基づく県知事の権限の行使ということについては、我々としては同じではないかと考えております。

○末松文信委員　ですから、埋立承認を取り消しましたが、敗訴して、みずから取り消しの取り消しを行った時点で前の承認が生きているという確認はしましたよね。それに基づいて現場でも事業が展開されているという認識でよろしいですか。

○謝花喜一郎知事公室長　そのとおりでございます。

○末松文信委員　県知事という人格は一つだと思うので、前の知事が決裁したことが生きているのであれば、今の知事はこれを継承すべき法律上の責務があると思っておりますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長　ただいまの件につきましては、少し見解が違います。翁長知事は翁長知事としての公約があります。ただ、関係法令に基づいて行うということは先ほども答弁したとおりでございますので、知事はつくらせないという公約を掲げながら関係法令に基づいて厳正に対応しているということで整理をしているところです。

○末松文信委員　どうも論理矛盾しているような感じがするのですが、そういった矛盾だらけの中でどういう現象が起きていると思いませんか。

○謝花喜一郎知事公室長　まず、知事が承認を取り消した時点で訴訟にもなりましたが、実質上10カ月間工事がとまりました。承認取り消しの取り消し以降、国は4月25日に工事を再開いたしました。10カ月たち、護岸工事が始まってお

りますが、まだ全体の4%程度しか進んでいないと考えているところでございます。

○末松文信委員 現場もそうですが、工事が始まっている地元においてはいろいろな考え方があるわけです。このまま進んだらどうなるのでしょうか。我々はどうのようにすればいいのかと。昨日、私は二見以北考える会の事務所開きに行きまして、彼らはそれを一番心配しています。このままつくって移転した際に我々はどうなるのか、被害だけこうむって、それでいいのかと。このような意見に対してどう答えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 これも本会議でいろいろ議論がございましたが、県政としては辺野古に基地をつくらせないということが一番だと考えております。ですから、普天間飛行場を早期に県外、国外に移転するということを前提に我々は辺野古に新基地をつくらせないということで対応しておりますので、基地がつけられなければ、ある意味、そういった方々の不安も払拭されるのではないかと考えております。

○末松文信委員 知事公室長は簡単にそういうことを言いますが、20年間、この問題と向き合ってきた地域の方々の時間的なものと精神的なものをどう考えているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 さきの住民投票が行われた後、岸本さんになってさまざまな流れがあり、いろいろな条件なども付していたと思います。稲嶺元知事も15年使用期限問題などを出して、それを平成11年に国は政府方針として決定いたしました。ただ、その後、小泉政権になって閣議決定を廃止したわけでございます。我々としてはそこから物事が混迷に入ったと考えております。そういったさまざまな流れの中で翁長知事が誕生し、辺野古に新基地をつくらせないということがある意味民意としてあらわれてきていると考えております。

○末松文信委員 つくらなければ心配も払拭されるだろうというのですが、逆につくられたらどうなるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 多くの沖縄県民は、北部地域の美しい自然環境、ヤンバルの静穏な環境を維持したいと思っています。そういったことからしても辺野古に新基地をつくらせないということを前提にすると。今の御質

疑には、私の立場としてはお答えするのを差し控えたいと思います。

○末松文信委員 よく民意などと言いますが、地元の民意はどのように位置づけするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 直近では、さきの衆議院議員選挙がございました。3区における市町村ごとの選挙結果を見ましても、一定程度、辺野古に基地は反対だということが民意としてあらわれているのではないかと考えているところではあります。

○末松文信委員 先ほども聞きましたが、名護市の中でもいろいろな民意があるわけですね。その中で、特に移設先とされているところの辺野古地域周辺の民意があると思います。あなたはそれぞれの民意があると答弁されていましたが、一知事は沖縄県内の民意で仕事をされていると思いますが、県内の民意を確立するために、この地域の民意を殺してもいいという発想ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 久辺3区の辺野古移設に対する考え方ということで説明させていただきたいと思いますが、辺野古区につきましては、平成26年4月の辺野古区長から知事への要請文などによって条件付きの移設容認を基本的な考えとしているものと認識しております。豊原区に関しましては、報道などからしても条件付き移設容認か移設反対なのかがはっきりしていない状況だろうと考えております。久志区につきましては、平成26年11月の要請文からすると撤回と県外移設を強く求めておりますので、移設反対と捉えているところでございます。

○末松文信委員 その地域では昨日も話があったと申し上げましたが、いろいろな考え方があって、それを一つの民意と捉えたときに、知事がおっしゃるようにつくらせないという結果が出ればいいと思いますが、建設だけが進んでいずれば移転してくるという結果がありはしないかという懸念が地元にはあるわけですね。それに対してどう答えるかと聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 今、我々は辺野古に基地をつくらせないということで対応しているわけでございます。末松委員がおっしゃるように、名護市の方々の気持ちは察し得るところが十分ございます。これも本会議で答弁したかもしれませんが、今の米軍基地の運用状況を見ますと、いろいろ条件を求めても

なかなか聞いていただけないといった中で、これができた場合の不安は大きいものがあると思っております。そういった中において、私どもとしては辺野古に新たな基地をつくるということに反対しているところでございます。

○末松文信委員 いずれにしても、そういう地元の意見もあるということについては確認しておきたいと思えます。

次に、請願第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願について、日米地位協定の改定に向けて、今後、県庁内で他国との協定も含めて十分調査した上で取り組むという話をされていましたが、今の状況を聞かせていただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 日米地位協定に全国民的な広がりを持たせるためにはどうしたらいいかということで、9月定例会でもいろいろな御提言等をいただきました。そういった中で、我々は日米地位協定と他国、特にドイツやイタリア等と比較して、日米地位協定の問題点を明らかにする必要があるのではないかと考えたところです。これまでも地域安全政策課の中でさまざまな情報収集等を行っておりましたが、今般、さらに新たな情報を集めるとともに職員を現地に派遣し、可能であれば現地の司令官や地域の首長、行政機関と意見交換を行い、具体的な事件・事故等が起こった際の対応のあり方を事例的に照会いたしまして、それと日本、特に沖縄県で起きたさまざまな事件・事故の対応を比較する中で、日米地位協定の問題点を浮き彫りにしたいということを考えているところでございます。この件は12月から着手しておりますが、次年度以降も引き続きより詳細な調査を行った上で県民にわかりやすい形で公表してまいりたいと考えております。

○末松文信委員 大変御苦勞なことと思えますが、そのときにジブチ協定も並列して説明できるようにしてください。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今の末松委員の地位協定の話に関連して、請願第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願についてお尋ねいたします。県としてドイツ、イタリアにも派遣し、その違いについて調査をして日米地位協定の違いを国民にしっかり知らせていきたいという取り組みがなされようとしておりまし

て、私も提言した立場から注目をしておりますので、ぜひその成果をしっかりと具体化していただきたいと思っております。それで、さきの普天間第二小学校校庭への落下事故を受けて石破元防衛大臣が15日付のブログでメッセージを発信しているのですが、情報としてはつかんでいきますか。

○謝花喜一郎知事公室長 地元紙で、そういうことを発信したということは承知しております。

○金城勉委員 その内容について紹介してもらえますか。

○謝花喜一郎知事公室長 記事を読み上げたいと思います。「石破茂元防衛相は15日付の自身の公式ブログで、普天間第二小への米軍ヘリ墜落事故に触れ日米地位協定の見直しに正面から立ち向かう必要性があると地位協定の抜本的な改正に言及した。一步間違えば重大な犠牲が生じかねなかった。極めて深刻に受けとめなくてはならないと指摘。日米安保体制の根幹を揺るがす取り返しのつかない事態が生じてからでは遅いと強調した。過去の国会答弁で対等な地位協定について言及したものの、外務省所管のため防衛大臣という立場上えんきょくに言わざるを得なく、議論を進展させられなかったことを残念に思うと振り返った。また、沖縄と本土の温度差を強く感じる。沖縄に限らず日本全体の問題で、我々には世論喚起にさらに努めていく責任があるとの認識を示した。一方、だからこそ普天間飛行場の辺野古移設を急がねばならないともした。」となっております。

○金城勉委員 石破元防衛大臣は自民党の幹事長も務めた重鎮ですから、そういう方が日米地位協定の見直しに正面から取り組まなくてはならないという発言をしたというのは非常に重要なポイントだと思うのです。私は今議会の一般質問でも紹介しましたが、自民党の議員連盟においても地位協定の改定を実現して、日米の真のパートナーシップを確立するという会も立ち上げて、具体的に改定案を2004年にまとめております。その内容を見るときに、県の向かう方向とほぼ重なる方向性の改定案になっているのです。さまざまな事件・事故が起こったときの日本主導の処理の仕方、国内法に基づいて処理をする、さらに基地内での訓練にとどめる、基地外は例外的に認める等々、米軍の事件・事故が起こったときに常にぶち当たる地位協定の壁を改定することによって真のパートナーシップの確立をしていくという視点が具体的に示されておりますので、そういうことも踏まえて、この部分については右も左も関係ないですから、

県としても自民党の国会議員の皆さん方にも協力を要請して一緒にその方向に向かうという取り組みはいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まさにそういった取り組みが大変必要ですし、重要だと考えております。そういった県の考えを整理した暁には、委員から御提言の方向で取り組む必要があると考えているところでございます。

○金城勉委員 知事も知事公室長も一般質問で答弁されましたように、例えば、飛行機が落ちたときには対処の仕方はどうするか、あるいは交通事故が起こったときにはどうするか、物が落ちたときにはどうするか、環境汚染が起きたときにはどうするか、そうした個別具体的な事例をドイツ、イタリア、フィリピン等も含めて調査研究することで、日本の対処の仕方と向こうの対処の仕方がどう違うかという方向で調査をしてまとめたいということをおっしゃっていただきました。そうすることで、具体的に違いが浮き彫りになると思います。そういう方向でまとめてほしいのですが、私が最終的に日本の法律の壁になるのではないかと懸念しているのは、1959年の砂川判決で第三者行為論や統治行為論の1つのベースになって、今日に至るまで米軍関係のさまざまな裁判がそこに拘束されてなかなか踏み出せないということが続いているわけです。このことを乗り越えないといけないという思いがするのですが、それについての問題意識はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員からございましたように、日米安保条約等については、統治行為論といった司法の判断を回避するという流れができて今日に至っているものと考えております。日米地位協定は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約—安保条約第6条の規定に基づいた定めになっておりますので、地位協定についてさまざまな議論を行う際にも、これが裁判になった場合には安保条約に基いた地位協定によって統治行為論を持ち出されて、司法による解決にさまざまな支障が出る可能性があるかと。そういったことを回避するためにも地位協定の中で我が国の法律の適用等を明記し、法律に基づいた違反等があれば司法の判断が十分に可能となる方向性に持っていったらと考えているところです。

○金城勉委員 このことが大きな壁となって立ちはだかっている現実がありますので、ケース・バイ・ケースで事例ごとの調査研究をした上で一步一步地位協定の改定に向けて、政府の経験者もそういう発言をしているわけですから、

この機会は非常にいいタイミングだと思いますので、今年度から次年度にかけて徹底して集中的に取り組むをしていただきたいと。そういう意味では、来年度は地位協定改定の大きな正念場の年になるのではないかと期待しておりますので、ぜひお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情平成28年第78号ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止等を求める陳情ほか、東村高江の着陸帯の陳情がたくさん出ていますが、39ページの処理方針を見ると、引き続き、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいりますということです。東村高江の着陸帯については、10月11日にヘリが墜落をして、その後の県議会で東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用禁止を求める意見書、抗議決議を全会一致で上げたのです。ですから、東村高江周辺の6カ所の使用禁止を県議会の意思としてあらわしたわけです。オスプレイの配備撤回は当然ですが、東村高江周辺の6カ所については県としても使用禁止を求めるという立場に立つべきではありませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 県は、県議会決議、それから東村や高江区の方々の決議を重く受けております。そういった中において、地元の方々から一番要望の強かったN4地区の2カ所とH地区の計3カ所については、ぜひ飛行をやめるようにと。着陸帯の使用をやめるようにとということを日米両政府に要請したところです。これについては米側にも強く申し入れを行っているところです。

○渡久地修委員 皆さんは3カ所と言いますが、それはそれで大いに結構です。私が言いたいのは、県議会は6カ所の使用禁止を全会一致で求めたので、その立場に立つべきではないかと。3カ所は当然ですが、そういう立場に立たないといけないのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 その思いは県も重く受けとめております。最終的にはそういった方向に持っていくべきだと思いますが、喫緊の課題としてN4地区の2カ所のヘリパッドの飛行中止は地元から大変声が強くございました。これにH地区も近いものですから、3カ所の中止を求めたと。この件につきましては、ニコルソン中将とクラーク大佐にも相当の時間をかけて説明いたしました。北部訓練場全体の図面も示しながら、ほかに使用していないヘリパッドも

ある中で住宅地域に近い3カ所を使う必要があるのかということ強く申し入れた結果、ニコルソン中将からは、今、使っていないところも含めてどういう形で対応できるか検討するという発言をいただいたところです。我々としては、まずこの3カ所を集中的に米側に検討していただいて、将来的には残りの3カ所についても米側に対して申し入れていくという手順で考えているところです。

○渡久地修委員 今、この3カ所はどうなっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましてはまだ米側から回答をいただいておりませんが、10月20日前後のニコルソン中将との話で、この件についてしっかり検討させるということをしていただきましたので、早急に確認を行っていきたいと思っております。

○渡久地修委員 今、この3カ所では訓練していないのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 沖縄防衛局から平成29年9月分の北部訓練場の騒音測定結果が出ています。ただ、これについては回転翼機—ヘリコプターやMV22オスプレイなど、いろいろな機種がまざっている状況の測定結果になっております。一番近い東村高江の牛道集落では、平成29年9月時点のトータルで、昼間に365回、夜間に150回の騒音が出ておりますので、いまだに使用されていると認識しております。

○渡久地修委員 9月の報告ということですが、10月11日のヘリの墜落があって、県議会が全会一致で6カ所の使用禁止を求める意見書、抗議決議をしました。その後はどうなっていますかということです。

○金城典和参事兼基地対策課長 11月または12月の使用状況ですが、いまだに沖縄防衛局から使用状況についての報告がなされていないので、まだ具体的な把握はできていない状況です。

○渡久地修委員 午後の委員会までに問い合わせできますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 至急、沖縄防衛局に運用状況を確認したいと思えます。

○渡久地修委員 委員長、ぜひ午後に報告をさせていただきたいと思います。皆さんはN4地区の2カ所とH地区の計3カ所と言いますが、県議会は6カ所の使用禁止を全会一致で求めているわけですから、しっかり県もその立場でやってください。

それから、陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情について、辺野古新基地の問題ですが、これは何度も何度も明らかにしないといけないと思うのですが、辺野古につくられようとしている基地は普天間飛行場のかわりの基地ではないと私は認識しているのです。滑走路が2本つくられて、弾薬搭載エリアがあって、大型軍艦が接岸できるものまでつくられると。最近では、辺野古の弾薬庫の大改修が行われるというのです。キャンプ・シュワブと一体となった普天間飛行場の1.5倍の大きな基地になるわけです。その辺はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、渡久地委員がおっしゃったような形で、今の普天間飛行場にはない新たな機能が課されるということで、我々が代替ではなく新基地と言っているのはそういった背景からでございます。

○渡久地修委員 アメリカの軍隊は4つありますが、辺野古につくられようとしている基地はそのうちのどこの軍隊の基地になりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は海兵隊の基地になると思っております。

○渡久地修委員 この前、県議会は飲酒運転で県民が死亡した事故を受けて意見書と抗議決議を全会一致で可決しました。その中で、在沖米海兵隊の早期の国外、県外移転を求めるということをしたのです。在沖米海兵隊が国外、県外に移転したら、辺野古の基地は要らないのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県のスタンスはSACO合意に基づいた着実な実施ということですが、在沖米海兵隊の県外、国外への移転という形になれば結果として海兵隊が存在しなくなるわけですから、辺野古の新たな基地は要らなくなるということにつながると思っております。

○渡久地修委員 県議会も全会一致で決議したので、海兵隊を国外、県外に持っていったら要らないのです。その立場でぜひ頑張ってください。

それから、地位協定の関係についても陳情がたくさん出ています。知事は米軍に対して、例えば、今回の普天間第二小学校における事故では全機種 of 飛行停止など、いろいろな申し入れをしていますよね。いわゆる法的には何に違反しているとか、どういう立場で申し入れしているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 法的にどういう立場で申し入れているかということですが、米軍には航空法の適用がございません。ですから、今の時点で何々法に基づいて行うということではないと思います。ただ、運用の中で県民に大きな不安を与えたということは事実でございます。そういった観点から、知事は県民の生命・財産を守るという知事の使命に基づいて、委員がおっしゃったような抗議を米側に対して何度も行っていると理解しているところです。

○渡久地修委員 そこに非常に大きな問題があると思います。地位協定の抜本的な改定が必要だということがあるのですが、この前、イタリアでのケーブル切断事故の件で琉球新報が当時のイタリアの大佐のインタビューを載せていましたが、これは協議ではないと。我々の法律に従えということだと強く迫って、改定させたということです。この件は知っていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 承知しております。

○渡久地修委員 そういう権限を沖縄でもつくる必要があると思うのです。私は何度も言っていますが、知事公室長は国内法が適用されないと言いましたが、県が学校、病院、住宅上空の飛行訓練は禁止という条例をつくる。あるいは、住宅地上空は300メートル以下で飛んではいけない、それ以外は150メートル以下で飛んではいけないという国内法があると思うので、これを県の条例でしっかりと制定すれば、知事は条例に基づいて米軍に対して守れと指示、命令できる権限が出てくると思うのです。これまでは地位協定上できませんとか何とかという消極的な態度でしたが、ここまで来たら、県の条例などもどうしても検討する必要があると思うのですが、それはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 条例の制定のお話ですが、条例は地方自治の本旨に基づいた法律の範囲内で定めることができるということになっております。ですから、法律の定めを逸脱して条例を定めることは我が国の現行の法体系上はできないことになっていると思います。そういったことで、地位協定を抜本的に改正することが重要だと考えております。

○渡久地修委員 住宅地上空を300メートル以下で飛んではいけない、それ以外は150メートル以下で飛んではいけないという国内法なのです。国内法を逸脱して、住宅地上空を500メートル以下で飛んではいけないといものをつくれとは言っていないのです。ですから、知事公室長が地位協定でこれはできないと言っているのは違うと思います。国内法の範囲内での条例制定はできるのです。それを地位協定でできないと思っているところにみずから壁をつくっていると思うのです。

○謝花喜一郎知事公室長 米軍に対しては、高さ制限等について航空法が除外されております。そういった中において、航空法で除外されているものを条例で適用するということが、法体系上可能なのかどうかというのは議論が必要だと思っております。

○渡久地修委員 これは大いに研究して沖縄から突破していかないと、いつまでも従属的なものは続きますので、私たちも研究して、場合によっては議員提案でも出したいと思えます。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時22分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

引き続き、請願及び陳情に対する質疑を行いたいと思えます。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 請願第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願ですが、処理概要でも、政府としては現時点において沖縄に核兵器が存在をしていないことについては何ら疑いの余地がないと考えているということがありますが、政府はどのように確認されたのか。その辺は、どのように考えられていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 政府がどのような形でそれを確認できたかという御

質疑ですが、我々はその件まで踏み込んで照会しておりません。ですから、確定的なことは申し上げられないところですが、恐らく復帰に伴って沖縄にあった核兵器は全て撤去したという時期がございますので、その辺を踏まえて現時点においては沖縄に核兵器が存在しないことについて何ら疑いの余地がないと考えているという回答になったのではないかと推察しているところがございます。

○**當間盛夫委員** そういったものも含めながら、核を持ち込まないという中で、皆さんは過去の国会答弁や関連資料を確認しているということですが、もう確認されているのですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 現時点でまだ確認できているものはございません。ただ、我々が問題視しておりますのは、復帰前の沖縄の核兵器の状況等について11項目にわたって質問、照会しているわけですが、復帰前のことについては政府として承知していないという回答、復帰前だからという一言で承知していないという表現は到底納得できないものがございます。処理概要にも書いておりますが、本当にそうなのかということも過去の国会答弁等で言及しているものがあるのかどうかを含めて調べる必要があるということでございます。

○**當間盛夫委員** 皆さんが答え切れるかどうかわかりませんが、日本に非核三原則がある中でアメリカの核の傘のもとというのがあるのですが、核を持ち込まない、どこにも核がないという中で、どのように核の傘ということが担保されているのでしょうか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 米国の核の戦略についてですが、先日、核について一ヨーロッパもそうなのですが、例えば、日本国内に配備をしているわけではなく、今の核というのは戦略ミサイルということで、具体の配置でいいますと原子力潜水艦と航空機に搭載する核爆弾による核の傘といいますか、それで日本が守られているという認識です。

○**當間盛夫委員** その戦略的核兵器という形になると、潜水艦やイージス艦、それから、大型の爆撃機、航空機などがありますが、実際にこれがグアムにあるのか、米国本土にあるのかということはわからないわけでしょう。

○**謝花喜一郎知事公室長** この件につきましては、沖縄防衛局といろいろ意見

交換をしたところですが、戦略核はグアムにあるという話は聞いたことがあります。

○**當間盛夫委員** 皆さんは施設の立ち入りについて防衛省に調整を行っているということですが、可能ですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** この報道を受けてさまざまな反響が出る中で、立ち入りについても検討する必要があるだろうということで、内々ではございましたが、沖縄防衛局に立ち入りの可能性について打診したことがございます。その時点では、ハードルが高いという回答があったところです。ただ、今回いろいろな陳情もあるところから、公式に求めているところです。今の時点で回答はございません。

○**當間盛夫委員** それに関連して、陳情第141号米国原子力艦船のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情、陳情第142号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情で放射能等のことがあるのですが、そういったものはどのように対応されていますか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 沖縄県では、原子力規制庁の委託を受けまして昭和47年から原子力船が入港する際の放射能調査を行っております。実際には、原子力艦が入港する24時間前から出港の翌日まで、海底の土の検査と周辺の海水のサンプリングをしたモニタリングをずっと行っております。ただいまのところ、復帰後、異常値が認められたことはありません。

○**當間盛夫委員** 現実、1960年代のキューバ危機以来の危機にあるのではないかということが、北朝鮮の部分で我々の目の前にあるわけです。もしかすると明日にでもあるのではないか、3カ月以内にはあるのではないかなど、いろいろな臆測があるのです。そういった意味で米軍基地がある沖縄において、我々沖縄県民の核の持ち込みがあるのではないかという懸念に対して県としてこれからどういう形で確認して一処理概要にもありますが、それ以外にどういう方法があるのか、何か考えはありますか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 陳情の中にもありますが、核兵器を撤去したか検証し公表すること、それから、払拭するため米軍基地への査察を行うことについて、我々として照会を行うという形で処理方針を示しているところです。ただ、

それが我々としては十分ではないということで、既存のさまざまな国会答弁等をもう一度検証してみるということですが、現実問題として米側を査察する権限は県として持ち合わせておりません。そういったことについて、国なり、そういった機関においてしていただく必要があると思いますが、日本政府はさきの見解で政府の立場に変更はないということを書いてありますので、具体的にそれを実行する方法は今の時点で我々としても見出していないのが実情でございます。

○當間盛夫委員 沖縄に海兵隊が移された要因の一つとして、核を置くためというところもあります。それがいまだに日本全体の米軍基地の沖縄に対するものは何ら変わっていないというところもありますし、現実、本土においては東京オリンピックやほかの案件だけで、沖縄の核や過重な基地負担に関する部分は本当にそれでいいのかというところがあります。

それを踏まえながら、陳情平成28年第39号辺野古新基地を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情、陳情第79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする」意見書の提出を求める陳情について、米軍基地を本土に引き取ろうという市民運動が大阪や福岡などで行われているということですが、どのような形で行われているという認識ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 8月31日に「辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会」から全国知事会への提言が行われております。主な提言内容は4点ですが、沖縄への過重な基地負担、辺野古新基地建設は地方自治のあり方からも極めて大きな問題があるため公正に解決すること、2つ目に、市民にプロセスが見える形で米軍基地負担に関する研究会の活動が進展すること、3つ目に、全国全ての知事が研究会に参画し沖縄の米軍基地の本土移設の議論を始めること、4つ目に、市民も議論に参加できるようにすること。こういった形の提言がなされているということでございます。

○當間盛夫委員 市民運動もこういう形で各地で引き受けるというところがあると。今、言われた全国知事会でも議論がなされているのか、私も見えてこないのですが、どう認識されていますか。全国知事会で訴えたという形がありますが、どういう方向性で、どういう進展があると見ていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 研究会がこれまで4回開かれております。1回目は、

沖縄県における米軍基地の現状についてということで知事から説明しております。2回目は、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題等について、政策研究大学院大学の教授から最近の北朝鮮や中国の状況等を中心とした説明が行われております。3回目は、米軍基地負担の現状と負担軽減についてということで、事務局から説明があったということです。4回目は、日米地位協定について意見交換がなされております。これは外務省の日米地位協定室から我が国の地位協定について説明があったということです。5回目についても日米地位協定についての研究会を議題にするということが確認できております。将来的には研究会において全国知事会に対する提言をまとめまして、我が国における安全保障体制と沖縄における米軍基地のあり方等について何らかの形で提言がなされるということですが、今の時点でどういう形で研究会の報告がまとまるかということについて私どもに情報はないということでございます。

○當間盛夫委員 全国知事会で日米地位協定のことを議論されるということも大事なことです。皆さんも辺野古の部分では普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であるわけですから、この前の保育所に落下した物、普天間第二小学校における事故等を踏まえると、沖縄県からすると、普天間飛行場を1日でもということ全国知事会で訴えることが最も重要なことではないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 そういった視点は極めて重要だと思っております。研究会には基地の所在する県も所在しない県も入っております。まずはいかに日米安全保障体制における米軍基地の果たす役割について共通認識を持っていただくということが重要だということです。その中で沖縄の過重な基地負担、とりわけ普天間飛行場の問題についてスポットを当てることにより、研究会としても普天間飛行場の早期の問題解決に向けた議論を深め、それを全国知事会に提言していただく。そういうストーリーを県としては模索していけたらと思っております。

○當間盛夫委員 間違いなく我々の認識も普天間飛行場の早期閉鎖・返還というものがあるわけですから、全国知事会でしっかりと日本全国で考えていきましょうと。九州全体で考えていきましょうという形で、いろいろな意味で頻繁に行われることをぜひお願いしたいと思います。

辺野古新基地の部分ですが、先ほど知事公室長から、辺野古の移設の工事状況は全体としてまだ4%だという答弁があったのですが、知事公室長として、

工事はとまっているという認識ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 4%と言えども、護岸工事は行われておりますので、とまっているという認識ではございません。ただ、4月25日に大々的に全国に向け工事再開という形になったわけですが、現実としては10カ月たって護岸工事の総延長に占める割合は4%にとどまっているということで、政府が言う着実に進んでいるということではないのではないかという認識を持っているところでございます。

○當間盛夫委員 知事は辺野古をどうしたいという公約ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 新基地をつくらせないということが公約となっております。

○當間盛夫委員 今の話では辺野古の工事を引き延ばしているというのが現状で、辺野古をつくらせているということにはならないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 結果的には、確かに護岸工事が始まっております。ただ、知事は新基地をつくらせないということを公約にしております。まだ後戻りができない状況でもないと考えておりますし、知事は撤回を必ず行うということも明言しておりますので、そういった中において新基地はつくらせないという公約を実現する方向でさまざまな検討を行っているものと考えているところです。

○當間盛夫委員 さまざまな検討、あらゆる手段、手法ということがあるのですが、皆さんがこれから想定するあらゆる手段としてはどういう部分が出てくるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 相手方に手のうちを見せるような形になり、御説明しにくい部分もあるのですが、今、土木建築部等々で沖縄防衛局に対して個別の手続で疑問がある点について質問等を投げかけております。そういった一つ一つについて、県は精査しているところです。そういったものをしっかり踏まえた上で、例えば、公有水面埋立法や漁業調整規則等関係法令に基づいて、事後に生じたある意味看過できない事象を根拠として撤回に踏み切ることを考えていると説明させていただきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 手のうちを見せないとか、何か奇襲作戦といったものがあるわけではないのですから、皆さんは法令遵守ということで法令に基づいてしか行政上の手続等々はできないという認識ですよ。ですから、今度の港湾使用に関しても、港湾法にのっとるとそういう手続しかできないわけです。知事が幾ら地域住民のことがあっても、取り消しが本当にできるかという形になってくると、なかなか難しいと思います。法令に基づいていろいろな手続が行われてきたら、工事は進んできますよね。どういう認識ですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 沖縄防衛局が法令や留意事項等に基づいてしっかり遵守をして作業を行っていけば、県としても事後に生じた看過できない、放置できないような事象とは言えないので、撤回もできず、工事は進む形になると思います。ただ、現時点においていろいろな疑問点が出ておりますので、簡単にそのような流れにはならないのではないかと考えているところです。

○**當間盛夫委員** 工事を引き延ばすいろいろな部分で、辺野古が20年たってもできないかもしれませんし、早くて10年でできるかもしれません。そういう状況におかれている中で間違いなく普天間飛行場の危険性の除去は進まないわけですよ。その認識はどうお持ちですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** そこがポイントになって、前県政においても5年以内の運用停止を政府に対して求めてきたものと思っております。

○**當間盛夫委員** ですから、翁長知事を含めて知事公室長は全国知事会とか一今、沖縄の基地問題は全国的な議論になっていないわけです。報道も県内のマスコミ以外、全国的なものになっていないのではないかと。東京オリンピックに浮かれて、景気もいいとかもろもろのことだけで沖縄の基地問題が置かれつつあるのではないかという気がするのです。そういった部分があるからこそ、普天間飛行場におけるたび重なる事件に関して、我々がどう思って全国にどう訴えるかということが大事だと思うのですが、その辺をどのようにしていきたいかということ聞かせてください。

○**謝花喜一郎知事公室長** 実はきょうも参議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会の委員がまいります。その中で、これから審査されるであろう普天間飛行場絡みの保育所、小学校での事故についてしっかり発信したいと思ってい

ます。それから、先週、知事は上京いたしました、その間に2件の取材に応じています。1件はインターネットを中心とした会社で、もう一件は東京都を中心としたラジオ番組で1時間ないし30分のインタビューに応じて、沖縄の実情を説明しております。そういった作業を一つ一つしっかり行うことによって、沖縄の基地問題、特に普天間飛行場の問題について全国の方々に発信していきたいと考えているところです。

○**當間盛夫委員** 手前みそになってくるのですが、我々は馬毛島を訓練場とするべきだということで提起もさせてもらっていますので、県外といってもなかなか難しいということになってくると、官邸に馬毛島の訓練場の促進を1日でも早く決めてほしいということを県から要望することも大事だと思っていますので、参考にしてやってください。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○**宮城一郎委員** 陳情平成28年第78号ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止等を求める陳情、陳情平成28年第119号北部訓練場のオスプレイ飛行訓練による高江区民の生活権の侵害について視察し改善を求める陳情、陳情平成28年第125号継続審議になった陳情第78号の再審議を求める陳情、陳情平成28年第180号北部訓練場新設ヘリパッドにおけるオスプレイの飛行禁止等を求める陳情、陳情第23号北部訓練場に関する陳情、陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情に共通してある内容として、北部訓練場のオスプレイによる騒音被害の実態を県が独自に調査、把握をするというものについて教えてください。昨年度末の2月定例会で、本件について同じように質疑させていただきました。平成26年度分については平成27年の6月に騒音実態が沖縄防衛局から報告されたと。平成27年度については平成28年の9月ということで、年に1回の報告では最長で4月のものが翌年度の6月であれば14カ月も県は知ることができません。平成27年度については17カ月も知ることができないということで、タームが長過ぎるのではないかと。それについて質疑させていただいたところ、今後は月締めぐらいでタイムリーな形で沖縄防衛局に要求していきたいと答弁されていたと記憶しています。先ほど参事兼基地対策課長から、9月のものが12月において手に入っているということですが、あの答弁後、実際にタイムリーにももらえるようになってきているのか。それとも、9月のものは10月に事故が起こったからテン

ポラリーでもらえたものなのかというところで、北部訓練場の騒音被害の実態把握については沖縄防衛局からタイミングを失しない形でもらえるようになっているかというところの現状を教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 午前中の審査で渡久地委員から北部訓練場の離発着関係の数字を至急調べてほしいという御要望がございまして、昼食時間、急ぎで沖縄防衛局に問い合わせしました。その結果、11月末までの数字はいただいております。現時点の北部訓練場の騒音測定結果の入手については、毎月、月が終わるたびにいただいております。現時点の最新の情報でいいますと、11月末時点の数字をいただいております。

○宮城一郎委員 昨年度までは長い時間の経過がないともらえなかったものが、今は月ごとにもらえているということによろしいですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 そのとおりでございます。

○宮城一郎委員 大変難しい課題だとは思っていたのですが、県の御努力によってこういう状況になれたということについては大変感謝申し上げたいと思います。恐らく東村高江の方も陳情等で随分要望されていたことでもありますので、数値を都度的確に把握されて、そこに住まわれている方々の生活が安定できるようにいろいろと参考にさせていただきたいと思います。

次に、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情、陳情平成28年第181号高江オスプレイパッド建設反対宣言に関する陳情、陳情平成28年第182号北部訓練場について県民に対する説明責任を果たすことを求める陳情、陳情第23号北部訓練場に関する陳情ですが、これも同じく北部訓練場の新設ヘリパッドについてです。まず陳情平成28年第181号の記の1で、知事は、完成したというN4のオスプレイの使用禁止を宣言することという要望に対して、処理概要は、県はオスプレイの県外配備の実現に向けて努力しているところなので、それによって東村高江周辺のヘリコプター着陸帯の存在価値は失われ、この問題は収れんされていくものと考えておりますということです。先般、10月11日の東村高江でのCH53Eの事故を受けて、N4地区の2つとH地区の使用禁止を求めたわけですね。処理概要としては、これに追加して表現されるべきではないでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 陳情平成28年第178号であれば、特に変更なしでも

いいかと思ったのですが、今の陳情平成28年第181号はN4のオスプレイの使用禁止を宣言することということでございます。そうした場合、10月11日以降の県の方針では、少なくともN4地区は使わせないということを強く求めておりますので、本来、そういった旨を記載すべきでありました。処理概要は変更すべきであったと思っており、追って変更したいと思えます。

○宮城一郎委員 本会議の一般質問でもお尋ねさせていただいたのですが、10月の事故はCH53Eでした。従来、県はオスプレイの県外配備を求めている、それが実現されれば収れんされていくというお考えであったと思うのですが、オスプレイでなければ北部訓練場は地域住民に負担を与えないもの、あるいは問題解決に至れるものと今もお考えでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 10月11日のCH53Eの不時着、炎上があり、県は県議会決議、東村や高江区の強い要望を受けまして、少なくとも緊急的には現段階でN4地区の2カ所とH地区の1カ所は使わないことと。それから、ダム上空は飛行しないことを米側に求めているところでございます。そういった方向で今後も対応していきたいと。まずはそういったものを最優先に行った上で、米側の今後の取り組み等を踏まえて、さらに残りの3カ所についても検討していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 ということは、オスプレイであるかどうかというのが問題ではなく、新設の6つのヘリパッドそのものがゆゆしきものと考えざるを得ないという感じでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 県議会等は6カ所の着陸帯の使用禁止という決議だったと認識しておりますので、それに向かう方向で県も検討する必要があるだろうと。現実的に、まずは地元からの声の大きいN4地区の2カ所とH地区の使用中止を強く求めているところです。これはオスプレイに限らず、ほかの航空機でも同じでございます。

○宮城一郎委員 それでは、北部訓練場の新設の6つのヘリパッドは、現状で東村高江区の地域住民、あるいはヤンバル一国頭郡区の住民にとって負担軽減につながっていると思われませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 負担軽減になっていないと。騒音等の問題が顕在化

しておりますので、その部分については、負担軽減にはほど遠い部分があるだろうと考えております。そういった観点からも、県はこの3カ所についての使用中止を求めているところでございます。

○宮城一郎委員 SACO合意はさまざまな負担軽減がうたわれて日米合同委員会が策定したのですが、今回の北部地域のことを見ても、果たして本当に沖縄県民の負担軽減になっているのかと強い疑問を持っております。知事は常々沖縄の自己決定権ということもおっしゃられておりますので、ヤマトの方と米軍が決めたSACO合意ではなく、ウチナーンチュが決める負担軽減の姿を追及していくタイミングなのではないかと考えております。要望としてお伝えしておきます。

○仲宗根悟委員長 先ほど、渡久地委員の質疑で答弁保留された部分に関し、参事兼基地対策課長から答弁の申し入れがありますので、発言を許します。

金城典和参事兼基地対策課長。

○金城典和参事兼基地対策課長 東村高江集落に近いヘリコプター着陸帯の使用状況を確認しました。着陸帯ごとの正式な発着数は把握できていない状況です。ただ、東村の担当課長に口頭で確認しましたところ、従来から使われているN4地区の着陸帯については現在も使用されていると。また、新しくできたN1地区、H地区などのヘリコプター着陸帯については、現時点で週1回程度の使用頻度であり、まだ本格的な運用にはなっていないのではないかとという回答がございました。続けて、騒音測定の結果ということで、着陸帯ごととか、オスプレイやCH53などの機種ごとということではなく、全ての騒音ということでの数字を御報告いたします。まず、N4地区に一番近い牛道集落について、平成29年9月は昼間で365回、夜間で150回。平成29年10月は昼間が312回、夜間が68回。平成29年11月末の時点ですが、昼間が439回、夜間が83回となっております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の一部退席。その後、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

審査日程の変更については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

審査日程の変更についてを議題といたします。

審査日程につきましては、12月12日の委員会において決定したところでありますが、12月13日に米軍C H53E大型輸送ヘリコプターの部品が普天間第二小学校の校庭に落下する事故が発生したことから、この際、審査日程を変更し軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る宜野湾市野嵩の保育園における落下物についての次に、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍C H53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故についてを議題に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る宜野湾市野嵩の保育園における落下物についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 航空機から落下したと思われる部品の発見につい

て、御説明いたします。

12月7日午前10時過ぎ、宜野湾市野嵩の保育園において、航空機から落下したと思われる部品が発見されました。発見された部品はCH53Eに使用されている部品と同じものであることが確認されております。

目撃者の証言等によると、落下があったと思われる時刻は午前10時20分ごろで、人身等への被害は確認されていないものの、現場は住宅地に位置する保育園で、事故発生当時、園庭で多くの子供が活動するなど、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、こうした事案の発生は、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾であります。

県は事案の発生を受け、直ちに職員を現地に派遣し状況を確認するとともに、翌12月8日に、外務省特命全権大使沖繩担当及び沖繩防衛局長に対し、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、事実関係が判明するまでのCH53Eの飛行自粛を米側に働きかけることを強く求めました。

また、同日、富川副知事が海兵隊太平洋基地司令官と面談し、米軍の調査状況について意見交換を行ったところです。

さらに、12月11日、沖繩防衛局長が県庁を訪れ、米軍からの聞き取り内容として、発見、回収された部品は米軍のCH53Eに使用されている部品と同じものであるものの、飛行中の航空機から落下したものではないとの説明があったところです。

しかしながら、県としては、目撃者の証言や屋根のへこみなどの状況、米軍により管理されるべき部品がなぜ屋根の上にあったのかという点が明らかになっていないことなどから、米軍機の落下物である可能性は否定できないと考えており、引き続き日米両政府に対し、原因の徹底的な究明と速やかな公表を求めているところです。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、宜野湾市野嵩の保育園における落下物について質疑を行います。
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 プラスチック製の部品が落ちたということですが、落ちた後、どこに保管されていますか。

○松崎賀充捜査第一課長 現在のところ、県警察で保管しております。

○新垣清涼委員 この物はC H 53 Eに使われている部品だと米軍は認めているのですが、皆さんは同じ物であるということは検証されていますか。

○松崎賀充捜査第一課長 これについて、正式な回答はまだ米軍側から得られていません。

○新垣清涼委員 これが米軍のものであったということではなく、米軍は同型機に使われているものだと言っているわけですよね。それが間違いないということを皆さんは検証しているのかということです。

○松崎賀充捜査第一課長 これについて米軍に確認をしているのですが、まだ正式な回答はもらっておりません。

○新垣清涼委員 落ちたときにドンドンという音が騒音測定器に収録されているということですが、その時間と音は検証されていますか。

○棚原憲実環境企画統括監 県では、普天間飛行場周辺の7測定局において航空機騒音の常時監視を行っております。そのうちの4測定局については航空機の飛行状況の画像も撮影しております。今回、事故があった際の宜野湾市野嵩の保育園から約40メートル離れた公民館に野嵩局があります。そこにおいて、11月7日午前10時16分に航空機が通過する音声は収録されております。その中で、航空機の通過後、小さな音ですが2回の衝撃音を拾っております。また、同時刻の画像でC H 53 Eと見られる米軍ヘリを確認しております。

○新垣清涼委員 午前10時16分ごろにヘリが通過し、その何秒か後だと思うのですが、ドンドンという音が確認できたというわけですよね。

○棚原憲実環境企画統括監 ヘリの音とは違う衝撃音が2回記録されております。

○新垣清涼委員 米軍は、プラスチック製の部品は飛行前に外して過不足なくあるということを言っているのですが、皆さんは調査されましたか。

○松崎賀充捜査第一課長 沖縄防衛局側からはそういう話を聞いているのですが、直接、話を聞いたということではありません。

○新垣清涼委員 そうしますと、そこに部品が置かれている、あるいは保管されているということは確認されていないわけですね。

○松崎賀充捜査第一課長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 この213グラムの部品が落ちたときに、トタンのへこみぐあいからすると、どのぐらい上空から落ちたものと推定されますか。どこかで検証していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 高さとしては、約700フィート、メートルにして230メートル前後の高さから落ちただろうというお話がありました。

○新垣清涼委員 230メートルの高さから213グラムの物が落ちたときにトタンがどのくらいへこむかということをごどこかで調べていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々としては、そこから落ちたということ自体が確認できておりませんが、相当のへこみがあるということは確認しております。ただ、230メートルから落ちたということではなく、飛行していたと。我々としては、先ほど環境部からもありましたが、飛行後、ドンという音を2回拾っております。保育園の方々はすごい音を聞いていて、現場を見てみるとトタンがへこんでいたと。そして、転がったと思われませんが、もう1カ所のほうに物があつたということが事実でございます。それにどういった因果関係があるかということが、今の時点で我々も確認ができていないという状況でございます。

○新垣清涼委員 230メートルを飛んでいたということで、そこから落ちたということではないということですよ。結局、米軍は部品があると言っているので、その部品は基地の外で簡単に入手できるものなのか。今、園に対して嫌がらせのメールや電話が来ていて大変困っているらしくて、自作自演ではない

かということも言われているので、本当に外で簡単に入手できるものなのか、その辺はどうですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 部品落下と思われる事故があつて、私たちは、インターネット上ではあるのですが、オークションなどで同型品がやりとりされているかということを確認いたしました。それからすると、それと同型の部品は見つけることはできなかったという状況です。

○新垣清涼委員 それが簡単に手に入るということで、自作自演だということをしてSNSなどで言われていて、園としても大変迷惑をしていると。ですから、例えば、下から投げてあれだけのへこみが出るのか、あるいは、隣の屋上から投げてあれだけの音やへこみが出るのか。その辺は、こちら側でしっかり調査をして立証していかないと米軍に対して物を言えないわけです。米軍があつたときに素直に認めて飛行するときにもっと力を入れて点検していれば、6日後の事故は起こらなかったと思うのです。そういう意味でも、県に対して隠すような米軍の体質は許せないと思います。その辺は米軍にもしっかりと協力を求めて、6日後の事故は県警察がへりをきちんと調査していますよね。そういう意味では、このことについてもきちんとやっていただきたいということを要望して終わります。

○棚原憲実環境企画統括監 先ほど、航空機騒音の記録の件で御質疑いただいた際に、収録した日付を間違えて答弁してしまいましたので、訂正させていただきます。先ほど、11月7日と答弁しましたが、正確には12月7日午前10時16分ということで、おわびして訂正をお願いしたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 この落下物がCH53のものということは米軍は認めておりますが、CHにも種類がありまして、今のはCH53Eですが、CH53Dも飛んでいるのです。落下物につきましては、3年ぐらい前からCH53Eでは使われていないという話がございますので、それで、米軍としては自分たちから落下したものではないと言っているのです。ですから、この議論は平行線なので非常に難しいところがあります。ただ、この落下物は通常、停機中はプロペラに設置されていて、飛ぶときに外すのです。最悪、残っていたとしても、飛ぶと自動

的に外れるようになっていきます。この機能は確認されていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 自動的に外れるというような確認はしておりません。

○山川典二委員 現在、この落下物がCH53Eに使われているかどうかも確認されましたか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちは富川副知事とともに12月8日土曜日にロック准将と面談しました。その中で、現在、使われている部品を3個並べて、それにひもがあって赤いリボンがついている物を見せていただいて説明を受けています。当日、担当職員が撮った写真と見比べて確認しましたところ、同型の部品ということは確認されております。

○山川典二委員 今の部品は突起がついているのです。落下物にはついていないですね。たしかリボンも違うはずなのですが、それも確認されましたか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちが現場で撮った写真と大きく違う点だけ確認いたしました。山川委員がおっしゃるように、実際に使われている部品は、形的にはコップの逆の形で、上はふたが閉まっていて下は穴があいているというような部品なのですが、角に穴があいていまして、ワイヤがかかっています。このワイヤが金属のピンでとめられていて、それにフックがついていて、そのフックの近くにリボンがついていると。このフックは機体にひっかけて落ちないように構造になっているのですが、現場に落ちていた部品については、本体につけるフックが部品の底に突き刺さっていて、ある意味逆のつけ方になっているということを私も直接確認して、米側にも逆になっていると。こういう使い方はしないという説明は受けております。

○山川典二委員 まさにそのとおりなのです。私も軍に直接確認したのですが、そういう使い方はしないし、非常に不可解だと。いずれにせよ、これをつけたまま飛ぶことは不可能なのです。そういう中で、これが落下物ではないというのが米軍の主張一別に米軍の肩を持つわけではありませんが、県議会としては冷静に裏づけをきちんと分析しながら詰めていかないと、これがひとり歩きしますし、ましてや保育園にいろいろな嫌がらせのメールや電話が来て運営に支障を来している状況なので、これは非常に難しい議論ですが、物証をしっかりと

とるべきだろうと思います。また、CH53Eはスタリオンと言いまして、最大で55人の兵士を運ぶことができ、高さが8メートル、長さが30メートルぐらいあります。私も空母に運んでもらうときに1回だけ乗せてもらったことがあります。そのときにいろいろ聞きましたら、最長飛行距離は1000キロメートルだと。そういう意味では、CH53Eは現状として非常に使い勝手がいいものではあるのですが、かなり老朽化した状況もあります。沖縄に配備されたのはいつごろか、御存じですか。1990年前後です。したがって、かれこれ27年ぐらいになるのです。そういう中で、後ほど普天間第二小学校の件も出てくると思いますが、配備以降のCH53Eの部品落下事故や人身事故の件数はわかりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 復帰後、県が把握しているCH53による事故は、墜落が4件、緊急着陸などを含む不時着が14件、部品等落下が7件、不時着炎上や着陸中の故障など、その他が8件、合計33件となっております。ただ、今回の保育園への部品落下は含めない数字です。

○山川典二委員 33件のうち、今回のCH53Eが起こした事故は何件ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちの持っている資料の整理上の話ですが、CH53という機種番はわかっているのですが、D、Eについての区分がされていなくて、Eだけの数字がわからない状況です。

○山川典二委員 これについては、ぜひわかるように、資料を各委員に早い段階でお渡しいただければありがたいと思います。

○金城典和参事兼基地対策課長 今後の資料の整理として、機種、型番ごとにわかるような整理に努めたいと思います。

○山川典二委員 それから、普天間第二小学校と関連して、県内で全機の中止も後ほど出てくると思いますが、今、皆さんが把握している在沖の軍用機は全体で何機ぐらいですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 嘉手納基地は110機前後、普天間飛行場は58機前後だと認識しております。

○山川典二委員 58機のうち、オスプレイあるいはCH53E、ほかの種類の機

材の数はわかっていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 機種別に御報告いたします。オスプレイが約24機、AH1攻撃ヘリが12機、UH1Yが6機、CH53Eが12機、UC35Dが3機、UC12Wが1機となっております。

○山川典二委員 米軍の考え方として、CH53Eの後継機はオスプレイだと認識してよろしいですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 オスプレイについてはCH46Eの後続機で、CH53Eは大型輸送ヘリということで運用の仕方が違いますので、CH53Eの後続機とは認識しておりません。

○山川典二委員 CH53Eの耐用年数は御存じですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 そこまでの見識がなくて、具体的な年数はわからない状況です。

○山川典二委員 いずれにせよ、CHはかなり老朽化している飛行機なのです。したがって、今、沖縄の上空は非常に危険な状況になっているということは変わりませんので、CH53Eを含めて、県としては情報が把握しづらいようなお話を毎回の委員会でなさっていますので、なぜもう少しネットワークをつくらないのかというのが非常に疑問です。私も定期的に米軍と意見交換をする機会がありますが、打てば響くではありませんが、もちろん軍事機密的なものは話しませんが、ある程度いろいろな情報はとれると思うのです。それを前からお願いしているので、言いたいことは言いながら、フレンドシップでしっかりやろうという姿勢を見せていただきたいのですが、本当にそういう作業をしているのですか。いつもやっているとは言いますが、そうであればこのような情報はすぐに出てきます。いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員から具体的な機種ごとの数字等をもっととれるようにすべきだということは、我々としてもこれまでいろいろ努力してきたところですが、先ほどの事件・事故についても、CH53とはありますが、EなのかDなのかわからない部分などがあって、虫食いのような部分があるのは事実でございます。今後、そういったことがないようにしっかり情報はとれるよ

うにしたいと思います。昨年来、我々としても米側との意見交換はこれまでより大分してきていると思いますが、問題意識を持って、こういったことについても把握に努めるようにしたいと思います。

○山川典二委員 不幸中の幸いで犠牲が出るような状況ではないだけに、今、大変いいタイミングを迎えていると思います。県は県として言いたいことも言いながら、辺野古をつくらせないというのは政策なのでやりながらでいいのですが、しっかりと米軍との情報交換ができる、あるいは言いたいことも言えるような太いネットワークをつくっていただきたいと思います。そうしないと、いつまでたっても堂々めぐりです。いろいろな抗議をするのはいいのですが、一方でアメリカの軍事のオペレーション、約7割の基地が沖縄にあるわけですから、県としてもしっかり本気で頑張ってもらいたいと要望して終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 今回の保育園の事案なのですが、ある側からは米軍機から落下したという想定があります。一方で米軍側は、部品は自分たちの物だが、落下した可能性を否定しているという2つの合致点を見ない状況があります。それについてはきちんと捜査して、結論に導くようにしていかななくてはいけないと思うのですが、今、沖縄県警察における捜査は終了したのか、あるいは継続中なのかというところを教えてください。

○松崎賀充捜査第一課長 現在は継続中の案件です。

○宮城一郎委員 継続中ということなので教えてほしいのですが、保育園のトタンのへこみは現認されていますか。

○松崎賀充捜査第一課長 県警察では午前11時20分に落下の情報を聞いて一宜野湾署に通報があったのが11時なのですが、その42分後に県警察のパトカーが現場に到着しているのですが、そのときの現場確認等々ではへこみは確認できなかったという報告を受けております。

○宮城一郎委員 その後、私たちは翌々日の日曜日の午前中に行ったのですが、午後に伊波洋一参議院議員が行ったときにへこみを確認したという報道があり

ました。報道後、へこみを確認に行かれましたか。

○松崎賀充捜査第一課長 その後は現場には赴いておりません。

○宮城一郎委員 必要性は感じられませんか。

○松崎賀充捜査第一課長 へこみの調査も検討していたのですが、その1週間以内に普天間第二小学校の事案がありまして、その対応に追われている状況でございます。

○宮城一郎委員 この後、現場で確認される御予定はありますか。

○松崎賀充捜査第一課長 必要であれば検討して行いたいと思います。

○宮城一郎委員 このへこみが意見の相違についての事実を導き出すのに重要なものではないかと考えております。私から要望したいのは、へこみを見た上で部品の落下によってできたものか、そうではないのか。可能性としては全く排除されて、この部品ではあり得ないというところを警察の科学的な捜査方法などでしっかりと突き詰めていただきたいと思います。もし、排除されないのであれば、どのぐらいの高さから落ちればこのぐらいのへこみができるのかということもしっかり調査していただきたいと思います。あるいは、落下物でなければどういう可能性があるのか、人が手で投げたものなのか、その高さは人の肩の強さで到達するような高さなのかというところを突き詰めていかないと、今回、意見の違いを見ているところの合致点が見出せなくなってくると思いますので、県警察においては必要ならばということではなく、ぜひ行っていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○松崎賀充捜査第一課長 落下物がボールのような球体であれば非常に計算もしやすいと思いますが、形が筒状ということはいびつなものですから、どこから落ちたらへこむとか、いろいろなことが考えられると思うので、科学捜査研究所あたりとも調整しながらできるのかどうかを検討していきたいと思います。

○宮城一郎委員 行かれた方はわかると思うのですが、この保育園では園庭にネットを張っています。お話を聞くと、目的は夏の紫外線よけで張っているも

のということで、本来であれば10月終わりぐらいにはとってしまうものらしいのです。それを忙しさにかまけてとっていなかったところに、この事故があったということで、もしこれがなかったら園庭に落ちていた可能性もあるということで—もしかしたら、一度ネットに落ちて、その後にトタンに落ちた可能性もあると思いますので、さまざまなところを見ていただきたいと思います。これまで米軍機自体が落下する事故や米軍機からの落下物の事故など、いろいろな事故があると思いますが、そのたびに機体には問題がなくて、人為的なミスが原因であったということがよく言われます。この部品については数が合っているということですが、実際に基地の外に持ち出されています。それも人為的ミスかもしれませんが、先ほどあったクリップのとめ方なども、人為的ミスによって本来マニュアルにはない差し方をしているということも考えられると思います。その辺についても、県は県警察と連携して可能性を突き詰めて、このまま誰がやったのかわからないという状態で終わらせていい事件ではないと思いますので、ぜひ解明に向けて御尽力をよろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 県警察がへこみの調査をしていないというのが少し不思議なのですが、この事件を解明しようという意欲があるのであれば直ちに現場検証を行うのが当然だと思うのです。行っていない理由としてほかの事件が起こったということでは済まされないと思うのですが、なぜですか。

○松崎賀充捜査第一課長 現場臨場をした当初は、へこみを確認していないので、各捜査員に確認してチェックさせて、そのときに現場写真なども撮っていますので、そういったものも焼き直して一枚一枚検証していくような形で確認するというので、大分時間がかかっていたということです。

○渡久地修委員 もし、子供たちの頭上に落ちて当たっていたら命にかかわりますよね。ですから、とても重大な事故だと思うのです。そういう立場からするとすぐにやらないといけないと思うのですが、その辺はどうですか。

○松崎賀充捜査第一課長 県警察としましても、早目に対応していきたいと思っています。

○渡久地修委員 午前10時16分に音を確認していて、映像もあったということですが、映像と音の関係を説明してもらいませんか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど環境企画統括監から説明がございましたように、この測定局に関しましては、オスプレイを初め普天間飛行場の中の航空機による騒音と低周波音を測定し、機種 of 判定に用いるために静止画像を撮っています。騒音を感知してから静止画像をコマ送りのように何枚かに分けて撮っていくといったもので、当日のデータを見ますと宜野湾市新城から野嵩に向かってヘリコプターが旋回していく様子が撮影されています。騒音データにつきまして、当然、航空機が測定局の上を通過する時点で音が最大になるわけですが、最大の音を感知してしばらくしてから、先ほど申し上げた2回の衝撃音を記録していたということでございます。

○渡久地修委員 最大の音を拾ったときの映像は何時何分で、衝撃音は何時何分ですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど10時16分ごろと申し上げたのですが、今、正確な騒音のピークレベルがわからなくて、そのためピーク時から何秒後かということにはわかりません。航空機が通過した後しばらくしてからということしか申し上げられません。

○渡久地修委員 ぜひ早目に明らかにしてほしいです。午前10時16分ごろということですが、保育園と測定局はどれぐらい離れていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 約40メートルです。

○渡久地修委員 午前10時16分ごろ、1回目の衝撃音があつて、2回目は何秒後ですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 最初の音から次の音までの間隔は約10秒おくれです。

○渡久地修委員 10秒というと、もし上から落ちてきたら、はね返って10秒で落ちるという可能性になるのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 臆測では申し上げられませんが、我々が確認した最初の音と次の音は似たような音です。ただ、音の大きさは2回目が小さいということです。

○渡久地修委員 これはトタンに落ちたような音でいいのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 落下物とトタンの特質によって違うと思いますので何とも言えませんが、あえて言うならばガンという感じで、金属音に近いような音です。

○渡久地修委員 騒音測定局から約40メートル離れているとしたら、結構な大きな音で拾われているということですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 最初の音は誰でも認識できると思いますが、2回目の音は小さいので、注意深く聞かないと聞き逃してしまう可能性があります。

○渡久地修委員 県警察にお尋ねしますが、皆さんが保管している物体は、放射能検査はされましたか。

○松崎賀充捜査第一課長 私どもで放射能測定はしています。

○渡久地修委員 その結果はどうですか。

○松崎賀充捜査第一課長 検出されませんでした。

○渡久地修委員 環境部の映像と音というのは、皆さんも調査として提供してもらって、鑑定していますか。

○松崎賀充捜査第一課長 それについては鑑定しておりません。

○渡久地修委員 環境部は、県警察から提出を求められたら提出する用意はありますか。

○棚原憲美環境企画統括監 県警察から正式な文書なりで依頼があれば提供できるかと考えております。

○渡久地修委員　へこみも調査しない、音も提出を要求していないという点で、どうも積極性がないような感じがするのですが、貴重な映像と音が残っているわけですからしっかり捜査する必要があるのではないですか。

○松崎賀充捜査第一課長　音や映像については、間接的にマスコミ等々の伝聞でしか聞いていないものですから、じかにそういう依頼などがないのでへこみなどについては、実際に音を聞いた保育士が2人おりまして、園長も火薬のようなにおいがする等々で物体が落ちたのは間違いないということで、捜査する場合には優先順位をつけて行うものですから、それが優先順位の段階で前のほうではないということで、まずは事実確認と現場の状況を把握して、実際に私たちが確認したときにへこみがあったのかどうかも含めて確認しているところです。

○渡久地修委員　現に写真として映っている、音として残っている貴重なデータだと思うので、環境部から調べてくださいと言うのではなく、皆さんから正式に提出を求めるのが筋だと思うのですが、どうですか。

○松崎賀充捜査第一課長　今後、進捗状況を見ながら検討したいと思います。

○渡久地修委員　この音と映像は内部だけで、公開はされていませんか。

○棚原憲美環境企画統括監　この映像と騒音については機種ごとの騒音の実態を把握するのが目的なので、データの集積に使っておりまして、積極的に公表などはしていません。映像につきましても、特に夜間等は映らないとか、技術的なことも含めて改革を進めているところです。

○渡久地修委員　皆さんがデータを蓄積するためのものというのはわかっているのですが、今回の落下物についての音が入っているわけですから、その部分はどれだけ大きいものなのかを含めて公表する必要はないですか。

○棚原憲美環境企画統括監　我々としては、従来から公表している内容ではなく、現在、捜査も入っている状況なので、そういうことを含めて慎重に取り扱いたいと考えております。

○渡久地修委員 現在、使っているC H53Eのものは確認したということですが、現に保育園の上にあった落下物は以前に使っていたものということになるのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 米軍からの説明によりますと、発見された部品についてはC H53Eに使われている部品と同型で、型番は一緒だということは認めております。ただ、屋根に落ちてきたもの自体が米軍のものなのかはわからないと。非常に不思議だという説明はされていきました。

○渡久地修委員 報道によると、飛んでいたものの個数はあるということですが、例えば、以前に使っていて、キャップとしてついていたものではないがへりに積んでいた、あるいは予備として積まれていた可能性はありますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 12月11日に沖縄防衛局が県に説明しにきた内容についてですが、米軍から聞き取った内容として、落ちたと思われる時間に飛んでいたC H53E 1機の部品カバーは7個全て保管されていることが確認できたという報告がございました。それ以外に、普天間飛行場で使用されているほかのC H53Eについてもカバーの全数保管が確認されているという報告がありましたので、米軍側としては本来ある数はそろっていたという報告をしております。

○渡久地修委員 東村高江で落ちて炎上したものが紛れ込んでいるということはないですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 米側の報告によると、必要部品は全部そろっていたと。ただ、東村高江で墜落した機体の部品について残っているかどうかという確認まではしていない状況です。

○渡久地修委員 まず、本当についていたものなのかどうかというのがありますよね。それ以外に、積み荷としてあったのか、忘れて残っていたものなのか、あらゆる可能性を含めて検証する必要があると思いますので、曖昧にしないで徹底した捜査をしていただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 この落下物の名称は何ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 部品の正式な名称まで確認はとれていないのですが、こういったものに利用するかというと、CH53Eのブレード—羽根の根元に損傷を検知するための装置—アイビスが全部で7個ありまして、その保護カバーということです。

○末松文信委員 12月9日の琉球新報の記事ですが、防衛省と県に対して落下物と同型の部品がCH53にもあることは認めた上で、飛行前に取り外した上、今も過不足なくそろっているということが1つ。もう一つは、上空から落ちたら破損するはずだということが報道されておりますが、この2つについて県としてはどのように考えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、破損するはずだという件からお答えいたしますが、富川副知事がロック准将からお話を聞いて、当初、確かにプラスチック製なので230メートルから落ちた場合には破損するという事になるほどと思ったそうでございます。ただ、後にトタンの屋根の損傷が状況として出たものですから、トタンであればショックが吸収されて割れることはないかもしれません。現物自体の写真も撮っておりますが、縁が欠けているということで、割れることまではなかったが何らかの損傷はあったということが確認できます。それから、部品が全てそろっているということですが、そもそも米軍が保管、管理しているものがなぜ外に出るのかという点は我々も大変疑問に思っております。ただ、クラーク大佐あたりと意見交換しようと思っていたところです。ただ、13日に別の事故が起こってしまったのでできませんでしたが、こういった米軍の保管状況については県としても関心を持っているところです。別の事件になりますが、交通死亡事故がございました。これも公用車を持ち出しているということで、公物管理がどうなっているのかということは我々としても重大な関心を持って見ているところです。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、宜野湾市野嵩の保育園における落下物についての質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 12月13日午前10時9分ごろ、宜野湾市の普天間第二小学校の校庭に、飛行中の普天間飛行場所属のCH53Eから部品が落下する事故が発生しました。

事故発生当時は校庭で体育の授業が行われており、一步間違えば多くの児童の人命にかかわる重大な事故につながりかねず、強い憤りを禁じ得ません。

県は、保育園での事案から1週間もたたないうちに、子供たちにとって一番安全であるべき場所で、このような事故が立て続けに発生したことを重く受けとめ、直ちに知事が現地で状況の確認を行いました。

発生当日13日の午後には、外務省特命全権大使沖縄担当、沖縄防衛局長、海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事を県に呼び出し、今回の事故の発生に強く抗議するとともに、全航空機の緊急総点検の実施とその間の米軍機の飛行中止、事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを強く要請しました。

また、政府の責任において、宜野湾市民及び周辺住民の生命・財産を守ることを最優先に、普天間飛行場の緊急的な危険性除去を講じるとともに、5年内運用停止を早急に実現することを強く求めたところです。

翌14日には翁長知事が上京し、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使などに対し、同様の抗議、要請を行い、15日には内閣総理大臣、内閣官房長官に対し、同様の抗議、要請に加え、学校、病院等の上空を飛ばないなどの場周経路の徹底や普天間飛行場所属機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備の実施を米側に強く働きかけるよう求めるとともに、これらについて、普天間飛行場負担軽減推進会議を開催し、その検討結果を公表することを強く要請したところです。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 まず最初に、児童にけががあったと聞いているのですが、あったとすればどの程度なのか、今、その児童はどうしているのか。

○宜野座葵教育管理統括監 粉じんの小石が左腕の肘近くに当たったと見られまして、放課後、保護者が病院へ連れていき打撲と診断されたところですが、翌日、元気に登校したということでございます。

○金城勉委員 不幸中の幸いでよかったです。今、落下物はどこにありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 県警察で調査を行い、その後、米軍に引き渡したと聞いております。

○金城勉委員 県警察にお尋ねしますが、落下物については調査が完了して、現物が手元になくても特に支障はないのですか。

○松崎賀充捜査第一課長 当日、提出を受けまして、形状や計測などは終わっております。翌日の午前中に普天間飛行場の中で機体の確認等々をしておりますので、返還しても問題はないという認識でございます。

○金城勉委員 この物体がもし子供たちに直接当たったとしたら、どういう事態が予想されますか。

○謝花喜一郎知事公室長 重さが7.7キログラム、90センチメートル四方でございます。そういったものが上空から落下した場合には重大な人身事故につながったものと考えております。

○宜野座葵教育管理統括監 先ほどの答弁に補足説明させていただきますが、この児童は診断書をもらっていないということで、けが人についてはゼロ人な

のか、1人なのかということ、再度、宜野湾市の教育委員会が調査するという報告を受けております

○金城勉委員 幸い、落下物が直撃していないということが非常によかったのですが、もし直接当たっていただければ命にかかわる大事故につながったであろうということは容易に予想できます。場周経路の話もありましたが、普天間第二小学校は場周経路との関係ではどうなっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 病院、学校等は外すことが平成8年の騒音防止の措置で決められております。ただ、できる限りという言葉があるものですから、米側は必要に応じてそれから外れる経路をたどっていたということが、沖縄防衛局の経路の航跡図から明らかになっているところです。

○金城勉委員 今回、この事態を受けて、沖縄防衛局が米軍に対して場周経路とのかかわりで学校や病院などの上空は飛ばないようにということは、今、どういうやりとりになっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 きょうの午前10時ごろ、海兵隊G7のクラーク大佐が宜野湾市の普天間第二小学校の校長とお会いしております。その際に、地域住民、児童、学校関係者に大変な不安と迷惑をかけて申しわけないと謝罪した上で、米側でも飛行ルートを変更したいということのようですが、どのような変更になるのかは具体的な説明はなかったと。ただ、米側は今後も最大限学校上空を飛ばないように努めていきたいという話をしたということでございます。校長からは、言葉ではなく文書で回答してほしいということをお伝えしたということです。

○金城勉委員 今回のケースで、日米地位協定は何らかの作用をしていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、飛行高度の問題ですが、300メートル上空を飛ばないというお話については航空法の特別法で米軍は除外されているということがございます。また、10月の規制線の関係でございますが、今回はそういったことはなかったということです。一定程度の規制はありましたが、学校の校長の管理権を県警察サイドと連携した上で、児童に不必要な動揺を与えないという目的で、また、県警察の調査に支障がないような形で人員を絞ったということで、特に立ち入りの関係で日米地位協定上の問題はなかったと聞いてお

ります。また、今回の事故では米側が入り込んだということもなかったと聞いております。

○金城勉委員 ドイツ、イタリアあたりとの比較を今から行うのですが、イタリアでも訓練場の事故があった後、協定見直しがあって、国内法に基づく運航をする、あるいは訓練においても事前に報告をさせる、そして、安全確認がなされなければきちんと制約を加える、極端な話、昼寝時間は飛ばさないというところまで規制を強化しているのです。そういうことからすると、今回のように一歩間違えば児童の命にかかわるような重大事故が起これば、当然のように飛行停止と。訓練のあり方についても厳しく規制をしくということが可能になるわけです。しかし、日米の場合には今後飛行が再開されるのか、いつされるのか、その前提としてどういう報告があるのか、事故原因の究明がなされるのか等々、まだ何もわかっていません。そういう違いが決定的にあるのです。日米地位協定のいろいろな不平等の実態があるわけですから、その辺も知事公室としてはもっと明らかにしておく必要があると思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 普天間飛行場ではないのですが、嘉手納基地の使用協定は嘉手納町が20年にわたって要求し続けています。今の騒音防止措置ではできる限りとか、可能な限りといった例外規定があって、運用が米側に委ねられていると。先ほど委員からもございましたように、イタリアでは使用協定を結んで、管理権、指揮権をイタリアが握っているということもございます。そういう観点から、防音措置のようなものではなく、何らかの使用協定が結べるような形の日米地位協定のあり方が検討される必要があると思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 報道によりますと、今回の窓の落下事故は人為的ミスだということですが、米軍の誰から県庁の誰にそういう報告があったのか教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 昨日の正午過ぎ、富川副知事にロック准将から電話で報告があり、原因はヒューマンエラーであるということです。パイロットが手順どおりに操作しなかったことが原因だということで、外務省、防衛省とも

協議し、飛行を再開することにしたということまで話があったようです。これらのことを、きょう、プレスリリースする予定だということでした。ただ、けさの午前7時時点で米側からそういった説明はございません。けさ、私も沖縄防衛局長に直接電話で確認しましたが、発表は午後になるだろうと。飛行再開を本日举行うということは聞いていないということですが、現時点では米側から説明はないところでございます。

○山川典二委員 今の答弁を聞きますと、要はパイロットのミスということで確認していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ヒューマンエラーという言葉があったということ、それから、けさ、私が沖縄防衛局長から聞いたところでは、本来、窓が下に直接落下しないように何らかのチェーンのようなものがあるべきだが、これについても何か米側から説明があると思われるという説明がございました。

○山川典二委員 通常、パイロットがそういうミスをするのは考えられないのですが、いずれにせよヒューマンエラーと。その中に、例えば、メンテナンスを受けているところは大韓航空という話がありますが、それについては承知していますか。

○謝花喜一郎知事公室長 私も報道ベースでしか知りませんが、民間の航空会社の整備をつかさどっているところが行っていると。ただ、窓枠についてはメンテナンスに入っていなかったという報道は承知しております。

○山川典二委員 おっしゃるとおり、窓枠は入っていないようです。韓国の烏山基地も大韓航空が全て受けているらしいのですが、その機材がかなり減少したということで、沖縄の米軍基地に来ているという話も確認しましたが、いずれにせよ、なぜそうなのかというと、委託費が大変安いのです。そういう意味では、整備の問題とパイロットの安全徹底の確認、育成が非常に重要だと思いますので、その辺はしっかりと把握をしていただきたい。それから、今、普天間第二小学校の運動場が使えないことも含めて、子供たちの心理的なケアについては県としてどういう対応をされていますか。

○宜野座葵教育管理統括監 普天間第二小学校のグラウンドについては、現在も使用されておられません。本日、午前10時ごろ、在沖海兵隊のクラーク大佐が

訪れて、校長に対し、大変残念で遺憾に思っている。はかり知れない迷惑をかけたことをおわびしております。その際、今後、小学校の上空を最大限飛ばないようにするという説明をしております。校長は最大限ということでは子供たちの命を預かる校長として納得できない。上空を一切飛ばないように文書で回答してほしいということなので、現時点でも学校の運動場は使っていないということでございます。ケアについては、現在、普天間第二小学校に派遣しているスクールカウンセラーの勤務時間をふやすとともに、さらに緊急対応として1名増員しております。宜野湾市の教育委員会が派遣している心理士2名と連携して、全児童・生徒等の心理的なケアに努めている状況でございます。

○**山川典二委員** 努めているということですが、現実的に子供たち一人一人に対してケアをしているのかどうかを聞きたいのです。

○**宜野座葵教育管理統括監** 本日、確認したスクールカウンセラーからの報告によりますと、金曜日のことですが、現場に居合わせた2年生のクラス全員の面接と保護者会に参加したという報告がありまして、もともと学校適応のいい子供たちが多く職員同士の関係もいいようで、当日は動揺が大きかったものの、今はおおむね落ち着きを取り戻しているという報告がありました。

○**山川典二委員** 心理士の方もそうですが、ドクターもしっかりと対応するぐらいのことをしないと、飛んでいるのを見ただけでトラウマのようなことが後に出てくるということも症例としてありますから、後の対応策もしっかり取り計らいをお願いしたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 今回の事故は、私はちょうど総務企画委員会の最中に第一報が来まして、委員会終了後、私はすぐ現場に行きました。午後5時過ぎごろに現場に入りましたが、落ちた跡が残っていて、恐ろしい状況でした。対応した教頭先生は気が動転していて、物すごいショックだということを感じました。そして、落ちるときに職員室にいた教師が異常な音を聞いて窓に駆け寄って見たら、上から落ちてきたと。ですから、あのへりは異常な音がしていたということですが、そういう話は確認していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちがつかんでいる情報で、そういった音の異常についての報告はいただいていない状況です。

○渡久地修委員 県警察はつかんでいますか。

○松崎賀充捜査第一課長 異常な音については承知しておりません。

○渡久地修委員 異常な音がして、窓に駆け寄っていったというのです。そして、上から落ちてくるのを見たということで、あるテレビ局も報道していましたが、本当に恐ろしいです。校長先生も気が動転していて、2年生と4年生が体育の授業をされていて、一番近くて10メートルだったと。逃げなさいということで逃げて、先生は子供たちが無事なのを見て泣いていたというのです。子供たちも泣いていたということで、そういう意味ではショックははかり知れないと思うのです。最初に米軍基地関係特別委員会が開かれたときに、私は教育庁にすぐにカウンセラーを派遣しないといけないと言いましたが、PTSDがとても心配されます。子供たちを含め、先生方も心配されるのですが、この辺の特別な対策はぜひとっていただきたいのですが、どうですか。

○宮城威義務教育課副参事 今回の件に関しまして、当課では緊急にスクールカウンセラーの派遣、児童、教員、保護者の精神ケアを行う、また、学校長を支え子供たちに十分なケアができるようにカウンセラーを追加して派遣しているところです。日程では、去る14日から20日までの5日間は継続して行ってもらって、その後は状況に応じて対応していくということにしております。

○渡久地修委員 これは長期間かかると思います。例えば、宮森小学校に墜落しましたが、現場にいた人たちはずっとトラウマになって、一言も話できない、恐怖におびえていたのですが、10年ぐらい前から、これではいけないということで徐々に口を開いて証言が出るようになってきたのです。それぐらい引きずっているわけです。ですから、短期間ではなく長期間の対策が必要だと思いますが、いかがですか。

○宜野座葵教育管理統括監 これについては、当面の対応として5日間ということで計画を設定しておりますので、後は状況に応じて、おっしゃったように長期間必要だということであれば、しっかり対応していきたいと考えております。

○渡久地修委員 今回の事故ですが、私は先日の米軍基地関係特別委員会でも言いましたが、10月11日に東村高江でC H 53 E が炎上した事故に対して、我々は飛行中止を求めたわけです。あのときにとめておけば、この事故は起きていないわけです。安全だと言ってまた飛行が再開されました。これが繰り返されているわけです。私は起きるべくして起こった事故だと思うのですが、県の認識はどうですか。

○池田竹州基地対策統括監 昨年のオスプレイの墜落から小学校の落下事故まで、1年の間に米軍機による墜落や緊急着陸を含めて事故が31件、機種でいうと10機種に及んでいます。そういうことがあって、今回、県として初めて全機種の緊急的な総点検をお願いしました。これまでの米軍の事故対応は、例えば、オスプレイの着陸装置が作動しない場合に、その着陸装置のチェックをして異常がなければ飛行再開というような、対処療法的なことが繰り返されています。ただ、この1年でこれだけ事故が続きますと、そういった対処療法では県民は到底納得できないということで、いわゆるオーバーホールというところまで想定して全面的な点検をしてほしいというお願いをしたところです。当然、10月の事故の後に飛行を中止していれば、今回のような事故は起きていないということで、ぜひともそういった思いを酌み取って点検をしっかりとやっていただきたいと。当然、その間の飛行停止もしていただきたいと思っております。

○渡久地修委員 そういう米軍の対応で起こるべくして起こった事故だと言えると思うのですが、そういう認識でいいですね。

○池田竹州基地対策統括監 これが機体によるもの、あるいは人的な操作ミスによるもの、その原因は別としても、そういったことが繰り返されているということは根本的な対策が必要となってくるかと思えます。

○渡久地修委員 きょうの報道によると、米軍は飛行再開するということですが、これについて皆さんはどういう見解ですか。

○池田竹州基地対策統括監 昨日、ロック准将から富川副知事に一報が入ったときにも、副知事から県としては到底承服できないということを繰り返し述べたところですが、ロック准将はこれは報告ですというような話だったとのこと。県としては、飛行再開は到底容認できるものではないと考えております。

○**渡久地修委員** この間、これだけ事故が相次いでいるという点では、人為的ミスであれ、機械的なものであれ、米軍はそういう状況に陥っているというのが県の認識として先ほど言っていました、米軍の認識はどうか。

○**池田竹州基地対策統括監** 所属する部隊の事故の件数であり、原因が我々に報告されないことも含めて詳細に把握しているものと考えております。

○**渡久地修委員** 米軍は、特に海兵隊の機体が老朽化していると。CH53Eは平均で25年になります。1981年から運用していて、老朽化が非常に進んでいます。この間、海兵隊は整備員がどんどん削減されて整備不足、それから、老朽化、さらに部品も不足しているということで、これを米軍は知っているわけです。ヘリテージ財団という米国の保守系のシンクタンクが陸軍、海軍などの全部の能力評価をしています、その中で海兵隊の能力評価をしたものの2016年版と2018年版—アメリカの会計年度は10月から始まるので最新のものが出されていますが、これによると2016年版では老朽化、海兵隊の航空部隊は新規調達のおくれ、人員不足で即応能力が著しく低下している。整備に関しても部品の枯渇が慢性的に起こっているということなどを指摘しているわけです。これは皆さんの翻訳でも調べてほしいと言いましたが、どうなっていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 基地対策課での仮訳という形で読み上げたいと思います。「整備工場は調達の削減や作業員の削減によってストレスを抱えており、そのことによって、より少ない航空機しか運用や訓練に使われなくなっており、即応性に問題を生じている。海兵航空団のデイビス副司令官によれば、合計で約19%の海兵隊機が使用できない。影響にさらされている航空機は、長期間、修理やスペア部品を待ち望んでいる。」という記述がございます。

○**渡久地修委員** この財団が行った2016年のもので、老朽化、整備士不足、部品不足でリスクが高いということを報告しているのです。アメリカはこれを認識しているわけです。これは海兵隊から聞き取りをしてまとめているのです。最新の2018版はもっと恐ろしいです。これには、CH53Eは老朽化しているため後継機CH53Kに切りかえるということですが、非常におくれていると。ですから、CH53Eをリセットして使おうとしているが、それでも部品不足などで大変だということです。2016年12月31日時点で、海兵隊の固定翼機、回転翼機の41%しか飛行できないということまで書いているのです。ですから、老朽

化した航空機と飛行時間の削減の組み合わせは、人的及び機械上双方のエラーによる飛行アクシデントのリスクを高めているということなのです。アメリカは、CH53Eを含め人的あるいは機械的エラーで墜落の危険があるということを警告しているのです。それが沖縄で飛んでいるのです。こんなことは絶対許せないと 생각합니다。2018年度版も皆さんに提供して指摘の部分を翻訳してほしいと言いましたが、できましたか。

○金城典和参事兼基地対策課長 これも基地対策課の仮訳という形で読み上げます。「海兵隊の次期重空輸ヘリCH53Kは、2015年10月27日に最初の飛行を行った。CH53Kは1980年に運用が始まったCH53Eと交代する。しかしながら、重要な構成品の予期せぬ再設計により、初期生産の決定がおくれた。CH53Kは当初の想定から4年も遅い2019年に初期運用能力の獲得が予期されていた。このことにより、海兵隊がCH53Eを146機しか維持していないことに対する懸念が強まった。海兵隊は調達ギャップのため、2016年にCH53Eのリセットを始めたが、CH53Kの交代なしに重空輸ヘリの所要を満たすには不十分と見られる。2018会計年度は引き続き194機の調達を計上している。また、2016年12月31日時点で、海兵隊の固定翼機、回転翼機の41%しか飛行できない。老朽化した航空機と飛行時間の削減の組み合わせは、人的及び機械上双方のエラーによる飛行アクシデントのリスクを高める」という記述がございます。

○渡久地修委員 これは海兵隊から聞き取りをしてまとめているもので、全部の軍隊の能力評価をしています。こういうものが沖縄の空を飛んでいるわけです。ですから、私は起こるべくして起こった事故だと思います。もしこれが再開したら、ここに書いてあるようにリスクは高まります。これは絶対に認めないという立場でやるべきだと思いますが、いかがですか。

○池田竹州基地対策統括監 私どもに正式な飛行再開等の説明はございませんが、到底納得できるものではない可能性が高いので、引き続き飛行中止を求めていきたいと思っております。

○渡久地修委員 この財団の2016年度と2018年度のものを皆さんに提供しましたが、これについて米軍にも、防衛省にも、向こうが指摘している懸念を県として絶対に認められないということで確認作業も行う必要があると思いますが、いかがですか。

○池田竹州基地対策統括監 しっかり分析して対応していきたいと思います。

○渡久地修委員 いずれにしても、老朽化したCH53Eが飛び回る。そして、整備士不足、部品不足といったものが全部重なってこういう事故が起こる。もし飛行再開したら、今度は本当に重大事故につながっていくことになるので、絶対に認めないということで対応していただきたいと思います。

○池田竹州基地対策統括監 しっかり対応していきたいと思っております。

○渡久地修委員 報道でびっくりしたのですが、四、五年前に普天間第二小学校へ調査に行ったときに学校側から言われたのですが、今、学校に対して嫌がらせの電話などが結構来ているというのです。この事実は知っていますか。

○宮城威義務教育課副参事 落下事故の後、学校を批判する電話等があるようには伺っております。

○渡久地修委員 どんな中身ですか。

○宮城威義務教育課副参事 内容については具体的に確認していませんが、緊急で派遣しているカウンセラーから学校長に確認したところ、こういった話があるということを知っていると聞いております。

○渡久地修委員 以前、普天間飛行場の県外移設などが大きくクローズアップされた後から、学校にはそういったものがあると聞いているのです。ですから、先生方は事故の危険に加えて、こういうものが物すごいトラウマになって恐怖におびえているわけです。今度も調査に行ったときに、学校側はマスコミを含め可能な限り校庭に入れないということで、そういう反応になってしまうのです。何かあったら、また攻撃にさらされるのではないかと。ですから、こういったことは絶対にやめさせないといけないと思うのですが、県警察はこの事実をつかんでいますか。

○松崎賀充捜査第一課長 県警察は、その事実については承知しておりません。

○渡久地修委員 ぜひつかんでほしいと思います。これは、ある意味では嫌がらせ、脅迫—それも教育現場に対する嫌がらせ、脅迫なのです。先生方がこん

な電話でノイローゼになるぐらい、以前はたくさん来ていたと。今度も結構来ているはずですが。そこをしっかりとつかんで対応してほしいのですが、いかがですか。

○松崎賀充捜査第一課長 この件については確認しまして、適切に対応したいと思います。

○渡久地修委員 事故で苦しめられて、その後、こういうもので苦しめられるという二重、三重の被害ですから、これを見逃さないで、県警察としても、教育庁としてもしっかりと対応していただきたい。そして、基地対策課としても対応していただきたいのですが、どうですか。

○宜野座葵教育管理統括監 学校現場において、校長を初め教職員がマスコミ対応等々を含めて疲弊しているという状況は何っておりますので、これについては教育委員会としても適切に対応していきたいと考えております。

○池田竹州基地対策統括監 教育委員会、県警察とも連携して、対応していきたいと思います。

○渡久地修委員 マスコミ対応等で疲弊しているということもありますが、嫌がらせ等は犯罪だと思っておりますので、それにもしっかりと対処してください。

○宜野座葵教育管理統括監 委員からありましたように、以前からそういった外部からの苦情電話などの対応もあるということで、先生方もかなり疲弊していると伺っておりますので、これについて我々も現場に入ってしっかりと対応していきたいと思っています。

○渡久地修委員 県が全機の飛行中止を求めたのは当然のことです。これはヘリテージ財団がまとめた能力評価でも指摘されています。ですから、政府の副大臣が全機飛行停止なんてどんなロジックかわからないと言ったというのは、こういった沖縄の実態を知らないもので絶対に許せないと思っておりますので、飛行再開は絶対に認めない、全機飛行停止、そして、5年以内の運用停止—これはしっかりと実現してほしいのですが、政府との約束まであと何日ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場の5年以内の運用

停止の開始時期は平成26年の2月となっておりまして、仮に平成31年2月末を最終日とした場合には、5年以内の運用停止の期限までは本日12月18日から残り437日となります。

○**渡久地修委員** 普天間飛行場の全機飛行停止をさせて運用停止を図っていくということで、ぜひみんなで力を合わせて実現していかなければならないということを指摘して終わります。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 原因についてはヒューマンエラーということでしたが、県警察は普天間飛行場に入って窓枠がどのへりから落ちたということを検証されていますよね。その当時、CH53Eは誰が操作していたか、何名乗っていたか、この辺も把握されていますか。

○**松崎賀充捜査第一課長** その辺は事実確認中で、正式な回答はもらっておりません。

○**新垣清涼委員** 問い合わせしているが答えが出てこないということですね。その辺に問題があると思うのです。飛んでいるわけですから、名前も所属も全てわかっているはずなのです。それを県警察の皆さんが捜査しに行っているのに答えなかったというのは問題だと思います。皆さんとしてはどのように調べていきますか。

○**松崎賀充捜査第一課長** 今後も米軍側に協力をお願いする形で、話を聞くということで進めていきたいと思えます。

○**新垣清涼委員** 時々、米軍はよき隣人という言葉を使いますが、ヒューマンエラーだと言っているにもかかわらず、誰が操縦していたかも言わない。そうすると、当然、どういう状況で落ちたかは捜査できないですよ。報道によると、へりは海中に落ちたときに、水圧があっても中から逃げられるように窓が外せる構造になっていると。そうすると、メンテナンスとしてきちんとついていのかどうかを確認されたのか。あるいは、確認したが何らかの誤りでパイロットが落としたのかはわからないわけです。こういうものは誰が操縦していた

かわかることによって明らかになってくるわけです。米軍に関しては、このように大事なところは明らかにしません。そういうところで、県民は米軍を信用できない状況にあると思うのです。きょう、普天間第二小学校にクラーク大佐がいらして、申しわけなかったと。最大限、飛行しないという話なのですが、言葉だけで最大限と言ったって、大佐が言っているだけで部下に徹底されているのか。再開するときに、どういう対策をしたという報告はあったのか。ヒューマンエラーということだけで、もっと細かい報告はないわけでしょう。

○池田竹州基地対策統括監 先ほども休憩時間に沖縄防衛局に確認したのですが、東京で取りまとめている最中という状況のようです。

○新垣清涼委員 結局、原因も明らかにしない、ただヒューマンエラーというだけで対策も示さないという状況では、県民は安心して暮らせません。普天間第二小学校の校長先生がおっしゃるように、上空を飛ばないということを文書ではっきり示してくれない限り、子供たちを外で運動させられない。こんな状況は占領地です。何とかしてこれをとめない大変なことになります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 これまでの沖縄の歴史では、基地の外で事件・事故が起こっても基地の中に逃げてしまって、そのまま罪がうやむやになってしまったこともありました。今回、県警察が普天間飛行場内に入って調査をしたということですが、どういう状況だったのかを聞かせていただけますか。

○松崎賀充捜査第一課長 発生直後から米軍に対して機体の確認を要請しております。それに基づいて、米軍の協力のもと普天間飛行場内において部品が落下した機体の状況を確認しております。

○照屋大河委員 同様の事例は考えにくいのですが、これまで基地の中に入って調査をしたいということが認められた例はありますか。

○松崎賀充捜査第一課長 知る限りでは、復帰後、米軍基地内に入って機体を見たということは承知しておりません。

○照屋大河委員 パイロットの名前などもこれから協力を求めていくという答弁がありました。民間地での事故ということで、これから捜査をするときに航空法などの日本の法律の中で検証していく可能性があるということですか。

○松崎賀充捜査第一課長 航空法第89条等々も含めまして、刑罰法令に抵触するかどうか確認しながら調査していきたいと思っております。

○照屋大河委員 民間地で起こったという意味では、県警察の捜査次第では、今回のパイロットも含めて米軍に対して日本の法律が適用されていくということになるのですよね。

○池田竹州基地対策統括監 航空法そのものが米軍機の運用から除外されている一方で、実際に小学校に落下しているということもありますので、こういった法令が適用されてどういう形になるのか、県警察とも情報共有しながら分析していきたいと思っております。

○照屋大河委員 日米地位協定の関係でいえば、今回は公務中ということになるのですか。

○池田竹州基地対策統括監 どういった訓練かは明らかになっていませんが、米軍機の活動中に起きた事故であろうかと思っております。

○照屋大河委員 復帰後、県警察が立ち入りして調査をするのは初めてだということなので、これまで表に出てこない事件も含めて、日本の主権がどうかということもかなりの数であったということで、小学校に落下物があって一歩間違えばというような大きな事件なので、しっかり捜査をした上で、主権国としての立場で捜査をさらに続けていただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 機体を確認したということですが、その窓枠は右側ですか、左側ですか。

○松崎賀充捜査第一課長 右側です。

○瀬長美佐雄委員 ヘリの左側の窓にビニールを張って作業をしている映像があったので、当初は左側が落ちて、それを隠そうとしているかと思ったのですが、左側はチェックしましたか。

○松崎賀充捜査第一課長 今回、右側の窓が落下した機体については03でありまして、左側は確認していないのですが、左側の窓が映っている機体は06という機体で、関係者の話によりますと、たまたま窓を修理しているときに撮影されたと聞いております。

○瀬長美佐雄委員 つまり、事故機ではないということですね。たまたまそこを整備していたと。気になるのは、その直後で落ちたことは明らかだと。ところが、窓枠もない状態のヘリが飛んでいた可能性はありますか。

○松崎賀充捜査第一課長 06の機体が飛んでいたかどうかについては確認しておりません。

○瀬長美佐雄委員 欠陥状態で飛んでいる可能性が否定できませんよね。そこも含めてしっかり整備されているのか。そういうことが明らかにならないのに飛ぶことは許せないという立場で臨むべきではないかと思うのですが、これについてはどうですか。

○池田竹州基地対策統括監 繰り返しになりますが、徹底的なオーバーホールに近いような安全点検をぜひ行ってほしいと知事から官房長官に直接お願いしたところがございます。そういった形で、徹底的な点検をお願いするとともに、機体番号が違う機体の一部の窓にそういうものがあるかどうかについても、今後、情報提供を求めていきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 実際に、学校の上を飛ばないと確約できない限りは外に出られない状態だということに 대응するために、飛行再開は許せないです。同時に、昨日の記事の中でいえば、場周経路として学校や病院、保育園であろうが、飛んではいけない地域を飛行しているのではないかという状況がありますよね。このように場周経路の中で飛んではいけない地域を実際に飛んでいる、違反しているという比率がどのぐらいなのかは調べられますか。

○池田竹州基地対策統括監 比率のデータは持ち合わせていないのですが、沖縄防衛局が航跡を調べておりまして、実際の航跡をたどると、明らかに場周経路を逸脱したものが見受けられるのは事実なので、きちんと場周経路を守るということは最低限必要かと思います。

○瀬長美佐雄委員 何かあったときに被害を受けるのは県民です。政府は提供者として、飛ばすことを容認しようという関係にもありますので、少なくとも守れと。守っているか、守っていないかのチェックも当然、政府の責任で行えと。学校の上空にセンサーをつけてでも飛ばさないと。破ったら直ちに抗議し飛ぶなと言うというような、少なくとも守らせるための努力を県として求めることも必要ではないですか。

○池田竹州基地対策統括監 これまでの取り決めに従って場周経路を守るのも当然でありますので、きちんと守るような具体的方策についても、今後、沖縄防衛局、米軍等に求めていきたいと思えます。

○瀬長美佐雄委員 記事の紹介ですが、政府関係者の中には米軍へ守ってくれと言う以外にやりようがないので、お願いするしかない。同時に、住宅密集地の真ん中にある飛行場で市街地の上を飛ぶなということ自体、無理な話だと。沖縄県が求めているのは無理な話だと。周りが民間住宅地なので、守ろうにも守れないという発言が政府の高官の口から出ているということに対しては、厳重に抗議すべきだし、約束も守らせ切れない日本政府はアメリカに飛ばすなと言うぐらいの姿勢に変われと。そうでなければ、人為的なミスーオスプレイも人為的な操縦ミスで落ちたと。こういうことが繰り返されることは明らかですよ。ですから、厳しく対処する姿勢で臨んでほしいのですが、どうですか。

○池田竹州基地対策統括監 先ほども少し触れましたが、知事が菅官房長官にお会いしたときにも、当然、今すぐ飛ばす云々とは別として、少なくとも普天間飛行場の緊急的な負担軽減策の一つとして、所属機の一定割合、例えば半数の所属機を半年や1年などでローテーション配備して、実際に普天間飛行場にいる機体を極力減らすようにしてほしいと。まずはそこからでも始めていただきたいと思っております。その上で、徹底的な訓練の県外移転等を行えば、目に見える形での負担軽減は図られるものと考えておりますので、最低限そういったことをきちんと受けとめて取り組んでいただきたいと思っております。

○松崎賀充捜査第一課長 先ほどの答弁で、1カ所訂正したいと思います。これまでに基地内での確認をしたことがあるかということにつきまして、その他の航空機事故に関しては、平成20年に名護市真喜屋で米軍所有のセスナ機が燃料切れで落ちたときに基地内で確認をしております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る9月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

當山達也刑事部長。

○當山達也刑事部長 平成29年9月から11月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は14件14人で、前年同期と比較して10件9人の増加となっております。

罪種別では、凶悪犯が1件1人、粗暴犯が3件3人、窃盗犯が7件7人、風俗犯が1件1人、その他が2件2人となっております。

これらの事件については、那覇地方検察庁に送致してあります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料をごらんください。

本年9月から11月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、28件発生し、前年同期と比べ14件の減少となっております。

交通死亡事故につきましては、2件発生しており、11月9日に米軍属の家族が運転する乗用車が二輪車と接触する事故、11月19日に米軍人が運転する貨物車が軽貨物車と衝突する事故が発生しております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、9月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 この間、那覇市泊で米兵による飲酒運転と見られる交通死亡事故がありました。その後、本人は飲酒を否定しているという記事を見たような気がします。調査の結果はどうなっていますか。

○梶原芳也交通部長 逮捕した直後は、飲酒運転と事故そのものについては認めておりましたが、その後については供述に変遷がございます。ただ、供述の内容につきましては、12月11日に起訴され、公判になりますので、内容等については答弁を控えたいと思います。

○新垣清涼委員 皆さんが調査する中では、変遷はないのですか。送致されてからですか。

○梶原芳也交通部長 逮捕した当初は認めていたのですが、その後には変遷がございます。変遷の内容等につきましては、公訴は提起されておりますので控えたいと思います。

○新垣清涼委員 この米兵は基地の中で飲酒をして公用車を持ち出していますよね。この事件後、基地から出てくる米兵が飲酒運転しているかどうかというのは、皆さんはどのような対策をとっていますか。

○梶原芳也交通部長 事故は11月19日に発生しておりますが、その2日後に私が調整官事務所に行きまして、所長に対して再発防止対策については申し入れを行っております。那覇警察署からも本人が所属していた基地の憲兵隊に伺いまして、同様に再発防止対策をお願いしております。また、各警察署では管内に所在する基地等々の皆さんと連携しながら、チラシ配布など、できるところ等では既にそういう対策もっております。

○新垣清涼委員 飲酒運転については米兵だけではなく、県民についても、飲酒運転撲滅運動もあるわけですし、なかなか減らないということで私たちも残念な思いをしているところですが、民間地域での飲酒運転に対する予防策としてはどういうことをされていますか。

○梶原芳也交通部長 警察が独自にできることとして、取り締まりという部分がございます。27年間もワーストが続いておりますので、まずは飲酒運転しないということを全ての皆さんに訴えているところでございます。ただ、それでも飲酒運転をする皆さんがおりますので、そういう方々が事故を起こす前に警察で何とかとめようということで、検問をしたり、職務質問をしたりといった取り締まりで対策をとっております。もう一方は、県民に限らず、県内にいらっしゃる全ての方々に飲酒運転はしてはいけないことだという広報啓発活動も行っております。マスコミや関係機関の皆さんにも御協力いただいて、県民に広く情報発信をしまして、飲酒運転をしないようにしよう。それから、今、お願いしていますのは、本人もそうですが、関係する皆さんがさせないようにすることを頑張ってくださいという協力を求めて、県内で飲酒運転をなくしようという取り組みを行っております。

○新垣清涼委員 そうすることで、県警察としても県民を巻き込んで飲酒運転撲滅運動に取り組んでおられるわけですが、米軍に対して要望を求めて、米軍からは飲酒運転をなくす対策について皆さんにお答えが来ているのでしょうか。

○**梶原芳也交通部長** これまでも米軍の皆さんに対しては、まず法律が違う関係がございますので、その辺もお願いしているのですが、飲酒運転につきましてもそうですが、軍人の皆さんは基地の中で定期的を買うようです。ですから、そういう方々に対して定期的に教育をしているようでございます。そういうときには日本の交通法規をお願いしますという部分と、飲酒運転が多いのでさせないようにということをお願いしています。それから、そういう申し入れや教育だけではなく、米軍と一緒に基地内で放送できるような飲酒運転をなくそうというコマーシャルを米軍向けにつくりまして、米軍による米軍人関係者の飲酒運転をなくそうという取り組みも行われております。

○**新垣清涼委員** 定期的に教育をしているという話ではなく、今回、死亡事故が発生しているので、全司令官を集めて訓示をしたとか、チラシをつくって配ったとか、予防策として何か取り組んだことが米軍から示されていますか。

○**梶原芳也交通部長** 調整官事務所に伺いまして、再発防止の安全教育をしてほしいと伝え、その場で県警察と協力して行いますというお答えはいただいております。その後、何月何日にどこで何をしたという連絡はございませんが、基地内を対象にしたディスウィークという週刊誌の中に今回の事故を載せて注意喚起を図っているということがございます。また、トリステーションでは、私どもと一緒にゲート前で米軍に対して飲酒運転をしないようにというチラシ配布などを行っております。

○**新垣清涼委員** アメリカの飲酒に対する認識と我々とは少し違うところがあって、これぐらいだったらいいだろうというところがあるやに聞いています。そういう意味では、日本の警察が米軍に沖縄ではこういうことになっていると一緒に伝えてほしいと。そして、米軍だけに言っていられませんが、我々も県民の飲酒運転ゼロを目指して県民運動にしっかり取り組まないといけませんので、また新しいアイデアがあれば取り組みをしていきたいと思っています。飲酒運転がなくなって、そういう死亡事故が発生しないように、今後とも強力に取り組んでいただきたいということを希望して終わります。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 刑事部長にお尋ねしたいのですが、平成29年の前年同期比で

刑法犯が2桁でふえている状況ですが、要因は何だとお考えですか。

○**當山達也刑事部長** 今回、増加した背景には、9月から11月以前に発生した事件、不拘束で処理をした件数が9月から11月に処理をして計上された関係での増加でございます。特に7月、8月は夏休み等もございまして、当事者の呼び出しに時間を要したということもございまして、今回の増加の要因として、窃盗犯が昨年の同期に比べて6件6人増加しているのですが、家族の少年による万引きが今回の数字を押し上げている状況でございます。

○**當間盛夫委員** 年間的には増加傾向ということでもないという認識でいいですか。

○**當山達也刑事部長** 1月から11月までのトータルで言いますと、検挙は36件34人ございまして、前年の1月から11月同期と比べますと14件7人増加しております。ということは、今回の9月から11月の増加分が全体でも数字として押し上げているという状況でございます。

○**當間盛夫委員** 現実、平成28年に比べると刑法犯の検挙者の数がふえているということで、今、間違いなく北朝鮮の部分で訓練が増加しているのか一先ほど交通部長もおっしゃっていたのですが、訓練等を含めてローテーションで沖縄にいる米兵の数は把握されていますか。

○**當山達也刑事部長** 県警察では米軍の構成員の増減、あるいはローテーションの際にどれぐらいの人員が入れかわったかというデータは持ち合わせておりません。

○**當間盛夫委員** この辺は知事公室を含めて調べていただきたいと思うのですが、統計を見ると刑法犯が年間でふえていて、一方で、せんだっての交通死亡事故があったのですが、自分の車ではなく公用車を使っていたということであれば、ローテーションで来られた皆さんは沖縄のことがわからないといえますか、この辺の米兵の数が間違いなくふえているのかと。ふえていることが要因となって刑法犯などの検挙にもなっているのかと。頻発する事件・事故等々がどうあるのかということも、我々も因果関係をしっかりと踏まえないとだめだと思っています。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、9月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加についてを協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

宜野湾市野嵩の保育園における落下物について及び米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

宜野湾市野嵩の保育園における落下物について及び米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の提出について協議をした結果、意見書及び同抗議決議を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法としては、県外及び本島内とも直接要請すること、議員派遣について議長に申し入れること等について意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故に関する意見書及び同抗議決議の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件及び陳情38件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟